

2025 Disclosure

JAとなみ野の現況

令和6年度となみ野農業協同組合ディスクロージャー誌

となみ野農業協同組合

目 次

ごあいさつ

1. 経営方針	1
2. 経営管理体制	1
3. 事業の概況（令和6年度）	2
4. 農業振興活動と地域貢献情報	4
5. リスク管理の状況	6
6. 自己資本の状況	18
7. 主な事業の内容	19

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表	27
2. 損益計算書	28
3. 注記表	29
4. 剰余金処分計算書	42
5. 部門別損益計算書	43
6. 会計監査人の監査	44

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	45
2. 利益総括表	46
3. 資金運用収支の内訳	46
4. 受取・支払利息の増減額	47

III 事業の概況

1. 信用事業

（1）貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高	48
② 定期貯金残高	48

（2）貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高	48
② 貸出金の金利条件別内訳残高	48
③ 貸出金の担保別内訳残高	49
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	49
⑤ 貸出金の用途別内訳残高	49
⑥ 貸出金の業種別内訳残高	49
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	50
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の 保全状況	51
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	51

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
⑪ 貸出金償却の額	52
(3) 内国為替取扱実績	52
(4) 有価証券に関する指標	
① 種類別有価証券平均残高	52
② 商品有価証券種類別平均残高	52
③ 有価証券残存期間別残高	53
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報等	53
② 金銭の信託の時価情報等	53
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	53
2. 共済取扱実績	
(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	54
(2) 医療系共済の共済金額保有高	54
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	54
(4) 年金共済の年金保有高	55
(5) 短期共済新契約高	55
3. 経済事業取扱実績	
(1) 買取購買品取扱実績	56
(2) 受託販売品取扱実績	56
4. 指導事業	56
IV 経営諸指標	
1. 利益率	57
2. 貯貸率・貯証率	57
V 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	58
2. 自己資本の充実度に関する事項	60
3. 信用リスクに関する事項	62
4. 信用リスク削減手法に関する事項	65
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	66
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	66
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	66
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	67
9. 金利リスクに関する事項	68

【JAの概要】

1. 機構図	70
2. 役員一覧	71
3. 会計監査人の名称	71
4. 組合員数	71
5. 組合員組織の状況	72
6. 特定信用事業代理業者の状況	73
7. 地区一覧	73
8. 店舗等のご案内	73

VI 連結情報

1. グループの概況	
(1) グループの事業系統図	74
(2) 子会社等の状況	74
(3) 連結事業概況（令和6年度）	75
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	75
(5) 連結貸借対照表	76
(6) 連結損益計算書	77
(7) 連結剰余金計算書	78
(8) 農協法に基づく開示債権	78
(9) 連結事業年度の事業別経常収益等	79
2. 連結自己資本の充実の状況	
(1) 自己資本の構成に関する事項	80
(2) 自己資本の充実度に関する事項	82
(3) 信用リスクに関する事項	84
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	87
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	87
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	87
(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	87
(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	88
(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	88
(10) 金利リスクに関する事項	89
3. 財務諸表の正確性等にかかる確認書	90

法定開示項目掲載ページ一覧	91
---------------	----

（注）本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

本書内表示単位金額未満を切り捨てて表示している箇所があります。したがって、計の記載金額について記載項目の合計と一致しない場合がありますのでご了承ください。

ごあいさつ

組合員の皆さまをはじめ、当 J A をご利用いただいております全ての皆さまには、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素より各事業に深いご理解と温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます

農業を取り巻く情勢は、不安定な世界情勢や円安を背景に、燃料費や生産資材価格の高止まりなど経営環境は厳しい状況が続いています。令和 6 年産米の生産者価格は、市場への供給量が前年からの民間在庫不足などの影響により低下したため、過去に例をみないほど上昇する結果となりました。

このような中、当組合は令和 4 年度から 6 年度までの中期 3 ヶ年計画の総括を踏まえ、組合員の暮らしを守り農業所得の増大をめざすため、新たに策定した 3 ヶ年計画を実践し事業に取り組んでまいります。

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについてまとめました令和 6 年度ディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後も組合員や地域の皆さまのニーズに応え、健全経営に向けた体制整備を図るとともに、内部統制の整備、コンプライアンス態勢の強化に努め、満足いただけるサービスの提供をめざして事業展開を進めてまいりますので、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

となみ野農業協同組合
代表理事組合長 土田 英雄

1. 経営方針

基本理念

私たち J A となみ野は、農業を通じて新しい時代の住みよい社会と健やかでうるおいのある生活を、地域の人たちとともに育み高めつづけます。

経営指針

- 組織は環境に対応できないと滅びてゆくものです。J A となみ野は常に変革・挑戦・創造をテーマに事業の存在意義や位置づけを見直し、将来を見据えた事業を展開します。
- J A となみ野は、有利な立地条件を生かした農業・農村の再構築に取り組むとともに地域社会に信頼され、かけがえのない存在となるよう努めます。
- 組織は目的・目標を達成するために、効果的に運営しなければなりません。J A となみ野は形式主義を排し、課題指向の組織運営をめざします。
- J A となみ野は、この組織で働く人たちにとって本当に魅力を感じる自由闊達で創意工夫し、信頼しあえる職場風土を形成します。
- 組織の永続的な発展と組合員の負託に応える組織になるため、適正な利益をあげ、経済力を身につけ、経営の安定をはかります。

行動指針

- 私たちは、常に思いやりの心をもってすべての人と接します。
- 私たちは、多様なニーズに応えられる高度な職務能力を身につけ、利用者に満足してもらえる対応をします。
- 私たちは、当事者意識を持ち、あらゆる問題について建設的な発言を行うとともに、他企業に負けない人材となるよう、自己研鑽につとめます。
- 私たちは、常に効率性・原価意識を持ち、業務を遂行します。

2. 経営管理体制

◇経営執行体制

当 J A は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第 30 条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

3. 事業の概況（令和6年度）

◇全体的な概況

令和6年度の日本経済は、円安進行による物価上昇に対し、主力企業による賃上げが個人消費を下支えしました。一方、農業を取り巻く環境は、米価の急騰が農業所得を後押ししたものの、安定的な米価水準の維持、生産資材価格の高止まりや気象変動等による自然災害の多発化、次世代の担い手農家育成など、引き続き課題が山積しています。

そのような中、令和6年度におけるJAとなみ野の事業活動の成果としては、収支面において事業総利益2,514百万円、事業管理費2,371百万円を控除した事業利益は142百万円、事業外損益及び特別損益を差し引いた税引前当期利益は225百万円、当期剰余金は163百万円となりました。組合員をはじめとした皆さま方のご利用に厚く感謝申し上げます。

指導事業では、令和5年産米での品質低下を踏まえ、高温に打ち勝つ米づくり対策として、土づくり資材の散布支援、高温耐性品種への作付誘導、コシヒカリの遅植え徹底により、高品質で安定した米づくりへ向けて取り組みました。

技術対策としては、メールマガジンを活用した営農情報の発信や、中干し等の基本技術の徹底、カメムシ等病害虫の適期防除に努めました。

結果、昨年に引き続き高温年ではありましたが、主力品種であるコシヒカリの上位等級比率は92.5%と大幅に上昇し、となみ野米全体の上位等級比率は93.6%となりました。

種子においては、基本技術が徹底されたことに加え、令和5年9月に竣工した種子調製選別施設の精度の高い調製により、合格率は90%となり、2年連続で高い合格率となりました。

大麦においては、播種時期における降雨の影響を受け、初期茎数が確保できなかったことや、登熟期間中の高温等の影響から小粒傾向となり、単収は261kgと低下したものの、品質についてはAランクを確保しました。

大豆は、適期の播種・培土作業により生育期間中の管理は徹底されましたが、カメムシ被害や高温の影響を受けた結果、中粒傾向となり収量・品質は低下し単収は101kgとなりました。

雪たまねぎは、排水対策を中心に適期の定植作業や除草対策に取り組みました。3月の低温の影響を受け、製品単収は4.1tと低下しましたが、基本防除、圃場乾燥の徹底を重視した指導により、秀品率は昨年を上回る89.1%となりました。また、販売面においては、となみ野たまねぎの品質とブランド力が高く評価され、販売高は687百万円で前年対比115%となりました。

また、稼げる園芸品目として、アルギットにら、カンカン野菜等の重点品目の生産拡大に取り組んだ結果、販売高は80百万円となりました。引き続き、県の園芸生産を牽引する品目として、今後も新規生産者獲得と生産拡大に努めてまいります。

販売事業では、生産コストが上昇する中、持続可能となる生産者手取りの確保を意識した販売に努め、農業者の所得向上に繋げました。また、農産物の安定調達を図るため実需者ニーズに対応した業務用米の取扱拡大に努めた結果、受託販売品取扱高7,434百万円、計画対比128.2%、買取販売品販売高460百万円、計画比171.9%となりました。種子においても、市場ニーズが拡大する高温耐性品種の生産拡大に取り組み、有利販売に努めたことから、取扱高1,588百万円、計画対比122.1%となりました。

購買事業では、農業所得向上を目指した肥料・農薬価格の低減へ向け、担い手農家向け直送事業や自引事業の拡大に取り組みました。また、定期的な訪問による予約購買の強化により、多様化する生産資材の安定供給に努めました。農業機械においては、大型で高度化する機械の整備力向上を図る研修会の開催、自動給水栓や自走式草刈機、スマート農業機械などの省力化対応機械の供給を図りました。その結果、生産資材供給高は2,949百万円、生活物資供給高は289百万円となり、合わせて3,239百万円、計画対比113.5%となりました。

道の駅「となみ野の郷」農産物直売所は、となみ野の新鮮な農産物を求め多くのお客さまにご来店いただき、お盆切り花即売会、たまねぎ祭りなど季節感のあるイベントを通じてとなみ野の魅力を発信することができました。また、新たな取り組みとして、「となみ野特産品 BOX」の取り扱いをしたところ大変好評で、地域の野菜をPRすることができました。一方で猛暑や大雪といった厳しい気候条件に直面した年でもあり、生産者の皆さまは栽培管理に苦労される年でありました。それにもかかわらず、会員の皆さまからは年間を通じて多くの農産物の出荷をいただいた結果、農産物売上額は、昨年を上回る194百万円、前年対比105.5%となりました。購買品を含めると287百万で前年対比105.1%と前年を上回りました。さらに、直売所会員数も新たに13名が加入し、総勢272名となりました。

信用事業では、顧客利便性の向上、効率化、確実な事務及び不祥事抑制を実現するため10月より信用事業の新システムを導入いたしました

年度末貯金残高については、大口貯金先の満期非継続等により前年対比98.9%の187,691百万円となりました。

貸出では、融資渉外担当者による専門性を活かした情報提供と定期訪問活動を通じ、ローン商品のご提案をしてまいりました。また、農業者に対し安定した経営のための資金提供に努め、農業資金残高は1,672百万円となりました。年度末残高は、大口貸出金の償還などにより前年対比98.2%の22,794百万円となりました。

共済事業では、3Q訪問活動を通じて保障点検活動を中心に取り組み、「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障の提供により、生命・建物共済の新契約実績15,516百万円（1,960件）のご契約をいただきました。

支払共済金については生命共済1,499百万円（2,028件）、建物更生共済2,129百万円（4,259件）、うち能登半島地震を含む自然災害2,045百万円、4,081件）、自動車共済306百万円（1,172件）、その他（自賠償・傷害共済等）14百万円（87件）の合計3,950百万円となりました。

また、めでたく満期を迎えられた契約は満期共済金4,254百万円（2,654件）、年金共済では930百万円（1,838件）の支払いにより契約者のニーズに合ったライフプランの構築のお手伝いをさせていただきました。

今後も農家所得の向上のため、主力作物の生産拡大や、圃場の大区画化による効率的な生産体制の実践・実証を進め、未来のとなみ野農業の発展に貢献してまいります。

4. 農業振興活動と地域貢献情報

◇協同組合の特性

当 J A は、砺波市と南砺市の一部（平成 16 年 11 月 1 日合併前の福野町、井波町、利賀村）を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。当 J A の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当 J A では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当 J A は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、J A の総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

- 生産履歴記録簿、農業生産工程管理記録簿の点検
- エコファーマーの育成と環境に配慮した農業の推進

◇担い手・地産地消・食育への取り組み

- 農産物の生産指導
- 農産物直売所やインショップを拠点とした地産地消の推進
- 食農教育を通じた農畜産物の消費拡大
- 農業祭の開催

◇地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ地域の皆さまからお預かりした貯金の残高は、189,691 百万円（うち定期積金の残高は 2,077 百万円）となっております。

格別の貯金・定期積金の残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	156,403 百万円
そ の 他	31,288 百万円
合 計	189,691 百万円

◇地域への資金供給の状況

（1）貸出金残高

組合員をはじめ地域の皆さまへの貸出金残高は、22,794 百万円となっております。

J A は地域金融機関として、地域社会の発展と豊かな暮らしの実現に貢献することを使命と考え、農業資金、事業資金や個人向けのご融資に積極的に対応してまいりました。

資格別の貸出金残高の内訳は次のとおりです。

組 合 員 等	12,858 百万円
地 方 公 共 団 体	9,742 百万円
そ の 他	193 百万円
合 計	22,794 百万円

(2) 制度融資取扱状況

農業制度資金とは、農業経営に必要な資金を低利で利用できる融資制度です。

農業制度資金には大きく分けて、国や地方公共団体が、① J A 等民間金融機関の資金を原資とする貸し付けに利子補給などを行うもの、②財政資金を直接貸し付けるもの、③財政融資資金などを原資とするもの の3タイプがあります。

◇文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

- 各種農業関連イベントや地域活動への協賛、後援
- 年金、税務相談会の開催
- 農業用廃プラスチックの回収（ハウス用被覆ビニール、肥料袋等）
- 日本赤十字社の献血への積極的参加

(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

- 年金友の会

(3) 情報提供活動

- J A 広報誌「ふれあいとなみ野」の発行
- インターネット、SNS を通じた組合員等利用者への情報提供
- 営農日誌の発行

◇地域密着型金融への取り組み

(1) 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

- 農業技術・生産性向上に向けた各種研修会の実施、低利の農業関連融資の普及・推進活動に組み込み担い手経営体や農業者等のニーズを把握し、サービスを提供していきます。

(2) 農業者等の経営支援に関する態勢整備

- 農業者の金融ニーズに応えるための農業融資担当者の研修会を実施し、また、農業者からの幅広いニーズに応えるため、 J A バンク 農業金融プランナーを配置するなどし、農業者からの幅広い相談に応じることができるよう態勢整備を行っています。

(3) 農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

- 融資部門と営農生活部門が連携し農業融資・資金提案を行い、農林中金や行政・関係機関の担い手担当部署と連携するなどして、農業者への融資を各団体より幅広く支援しています。

(4) 担い手の経営のライフステージに応じた支援

○新規就農支援、担い手の信用向上、財務の安定化など農業法人等の発展段階に応じて、各種の融資や制度の提案、また経営相談を行うなどして担い手支援に取り組んでいます。

(5) 経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

○農業近代化資金等、各種農業融資について、J Aバンク利子補給制度により、J Aから融資を受ける農業者・農業経営体をバックアップし、成長に向けた支援を行っています。

(6) 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

○市町村が作成する「人・農地プラン」について地域再生協議会の事務局又は構成員として、アンケート調査の取りまとめ等を行うなどプラン策定に参画しています。また、地域の小学生の農業に対する理解を促進するため、J Aバンク食農教育応援事業を展開し取り組んでいます。

5. リスク管理の状況

◇リスク管理体制

〔リスク管理基本方針等〕

組合員・利用者の皆さまに安心してJ Aをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当J Aではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

①信用リスクの管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況等の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当J Aは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、これらのリスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMへの取組みを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会等を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会及びALM委員会等で決定した運用方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、その有効性について自主検査等を実施するとともに内部監査の対象とし、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握してリスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、信用事業の事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

◇業務の適正を確保するための体制

〔内部統制システム基本方針〕

当JAでは、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めています。

内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マナー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な

態勢を整備する。

- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

注：上記内部統制システム基本方針は令和7年2月28日時点のものです。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

当組合のコンプライアンスにかかる基本方針

1. 当組合の社会的責任と公共的使命の認識

当組合のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図る。

2. 組合員等のニーズに適した質の高いサービスの提供

創意と工夫を生かしてニーズに適した質の高いサービスの提供を通して、組合員・利用者および地域社会の発展に寄与する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、公正な事業運営を遂行する。

4. マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等の排除

社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除する。

5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築する。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

・信用事業

貯金為替課（電話：0763-32-8612（月～金（祝祭日を除く）9時～17時））

・共済事業

共済保全課（電話：0763-32-8616（月～金（祝祭日を除く）9時～17時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

富山県弁護士会 紛争解決センター

J Aバンク相談所（一般社団法人 J Aバンク・J F マリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）

※ 平成 31 年 4 月 1 日以降、富山県 J Aバンク相談所は、（一社）J Aバンク相談所へ運営を移管しております。

・ 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。どうか、①の窓口にお問い合わせ下さい。

◇ マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当 J A は、公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、断固とした姿勢で臨みます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

となみ野農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の 1 つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを

国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

◇利用者保護等管理方針

当ＪＡは、利用者等の正当な利益の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っています。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

となみ野農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- 1 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- 5 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

◇金融円滑化管理方針

当JAは、農業専門金融機関・地域金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していることは最も重要な役割の一つと位置づけ、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、次のような方針を定め、取り組んでいます。

金融円滑化にかかる基本的方針

となみ野農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、真摯に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等および信用保証協会等を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
 - （１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - （２）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - （３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

◇個人情報保護方針

役職員が、組合員・利用者等皆さまの個人情報を正しく取り扱うための個人情報保護方針、セキュリティ基本方針を定め、その遵守により信頼性の確保に努めています。

個人情報保護方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

当組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

◇金融商品の勧誘方針

役職員が金融商品を販売するうえで留意すべき事項および実務上の対応における基本事項を定め、適切性の確保と信頼性の向上に努めています。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◇苦情受付窓口

当ＪＡでは、お客様に満足していただけますように日頃より心がけていますが、当ＪＡの業務活動においてご不満を感じた場合には、下記の窓口にて苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申出ください。

当ＪＡは、より一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、お客様の声を誠実に受け止めます。

苦情受付窓口

管理室総務人事課

電話番号／０７６３－３２－８６００

受付時間／月～金曜日（祝祭日を除く）、午前８時３０分～午後５時

◇内部監査体制等

当ＪＡでは、内部監査部門を（被監査部門から独立して）設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

監事監査および内部監査の実施状況は次のとおりです。

○監査実施状況

（単位：人日）

監査期間	監査内容等	監査従事人数
R6. 3. 4	令和 5 年度決算棚卸実査 (2 課、2 事業所、1 子会社)	2. 0
R6. 3. 18～4. 4	令和 5 年度決算監事監査（全部署）	27. 0
R6. 4. 11	令和 5 年度米穀共同計算（備蓄米）内部監査	0. 4
R6. 6. 10	令和 4 年産水稻種子共同計算内部監査	0. 6
R6. 6. 17～7. 4	令和 6 年度第 1 四半期内部監査（全部署）	27. 5
R6. 9. 3	令和 6 年度仮決算棚卸実査 (2 課、2 事業所、1 子会社)	2. 0
R6. 9. 19～10. 1	令和 6 年度仮決算監事監査（全部署）	27. 0
R7. 1. 10～24	令和 6 年度第 3 四半期内部監査 (7 課、1 事業所、7 支店)	16. 5
R7. 2. 12	令和 5 年度米穀共同計算内部監査	1. 0
監査延べ人数		104. 0

6. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和７年２月末における自己資本比率は、１３．４８％となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	となみ野農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	２，７５４百万円（前年度２，７６７百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

7. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、J A・農林中金という2段階の組織が有機的に結びつき、「J Aバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

【主な貯金商品】

種 類		し く み と 特 徴	お預入期間	お預入金額
普 通 貯 金 (総 合 口 座)		いつでも預入・引出ができます。公共料金の自動引落や、給与・年金・配当金などの自動受取、公共料金・クレジット・税金などの自動支払に便利です。 総合口座に定期貯金などの担保を組合せれば担保に応じて自動融資を受けることができます。	出し入れ自由	1 円以上
当 座 貯 金		お支払いには、安全で便利な小切手・手形をお使いいただく貯金です。事業用の口座としてご利用いただくと便利です。	出し入れ自由	1 円以上
ス ー パ ー 定 期		お預け入れは1 円からという手軽な定期貯金で3 年以上のものは有利な半年複利（個人の方のみ）も選択できます。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1 円以上
大 口 定 期		1,000 万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。	1 ヶ月以上 1 0 年以内	1,000 万円 以上
期 日 指 定 定 期 貯 金		お利息が1 年複利で計算される定期貯金です。お預け入れから1 年たてば任意の日に貯金の全部または一部について何回でも払い出しができます。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
変 動 金 利 型 定 期 貯 金		市場金利に応じて6 ヶ月ごとに金利が変更となる定期貯金です。半年ごとの複利計算も選択できます。	最長 3 年	1 円以上
決 済 用 貯 金 (普 通 貯 金)		お利息はつきません。個人のものは総合口座による貸越ができます。貯金保護制度により全額保護されます。	出し入れ自由	1 円以上
定 期 積 金		毎月のお積立で生活設計に合わせ無理のない資金づくりができます。	6 ヶ月以上 1 0 年以内	1 回 1,000 円 以上
財 形 貯 金	一般財形 貯金	お勤めの方々の財産づくりに最適です。給料・ボーナスからの天引きによる積立となります。	3 年以上	1 回 1 円以上
	財形年金 貯金	退職後の生活に備えた資金づくりに最適です。在職中に積立を行い、60 才以降に年金としてお受取りできます。また、住宅財形と合せて550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上
	住宅財形 貯金	マイホーム資金づくりに最適です。財形専用の金利が適用され、また、財形年金と合わせて550 万円まで非課税の特典が受けられます。	5 年以上	1 回 1 円以上

※商品については約款の内容などをご確認いただき、不明な点は店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【主な貸出商品】

種 類	内 容
住 宅 ロ ー ン	マイホームの新築・増改築・住宅・土地の購入・他金融機関借入の住宅資金の借換にご利用ください。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	リフォームにも JA のローンをお役立ていただけます。増改築や改装・補修・インテリアや外装の工事などにご利用ください。
マ イ カ ー ロ ー ン	新車や中古車・バイクの購入をはじめ、修理・車検費用・車庫など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。他金融機関借入・ディーラーローンの借換にもご利用ください。
教 育 ロ ー ン	小学校、中学校、高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定・在学中のお子さんの入学金や家賃・授業料などの学費にご利用いただけます。 カードタイプのご用意もございます。
フ リ ー ロ ー ン	生活に必要な一切の資金です。
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することができます。 全国の JA の CD・ATM はもちろん他の提携金融機関の CD・ATM でも借り入れることができます。
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農業生産向上のため、農機具の購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用やパイプハウスの建設、格納庫の建設などさまざまな用途にご利用いただけます。
ア グ リ マ イ テ ィ ー 資 金	農業生産向上のため必要な資金にご利用ください。
農 業 制 度 資 金	国や地方公共団体が設ける制度に基づく各種制度資金の取り扱いをしています。資金種類・使途によりご融資金額、期間などの条件が異なります。

※その他にもみなさまの暮らしや農業者・事業者の方々に必要な資金を融資しております。店頭窓口もしくは渉外担当者までお問い合わせください。

◇為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、国債の窓口販売の取り扱い、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンスストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

【主なその他のサービス】

種 類	内 容
ＪＡ キャッシュサービス	カード１枚で、当ＪＡの各支店をはじめ、全国の提携金融機関や郵便局・コンビニエンスストアのＡＴＭでご利用できます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれ、キャッシュカードにより必要な時にお引出ができます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金、厚生年金等公的年金や配当金などがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振込まれます。お受取の手間が省け、期日忘れのご心配がなくなります。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気料、水道料、ＮＨＫ放送受信料、電話料などの各種公共料金のほか、ＪＡカード利用代金、税金などをお客様のご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いいたしますので、払い込み等の煩わしさが解消します。
自 動 送 金 サ ー ビ ス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的に振り込みます。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などの振込に大変便利です。
自 動 集 金 サ ー ビ ス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としとして、お客様のご指定いただいた貯金口座へ自動的にご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
Ｊ Ａ カ ー ド (ク レ ジ ッ ト カ ー ド)	このカード１枚で国内はもとより海外でもお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用になれます。また、急にお金が入用なときにはキャッシングサービスもご利用いただけます。ポイントもたまって大変お得です
デビットカードサービス	「Ｊ・Debit」ジェイデビットのマークのある加盟店なら全国どこでも、当ＪＡのキャッシュカードでお買い物などの代金支払いができます。
オ ン ラ イ ン サ ー ビ ス	ＪＡネットバンク（個人）、法人ネットバンク、ＪＡネットローン、通帳レス口座等、どこでもご利用可能な便利なオンラインサービスをご用意しています。

【主な手数料一覧】

※各手数料（令和 7 年 3 月末現在）には、消費税等（10％）が含まれています。

○内国為替の取扱手数料

種 類			当組合本支店宛	県内 J A 宛	県外 J A 宛	他金融機関宛
振込手数料 （1 件につき）	電 信	1 万円未満	無料	440 円		
		1 万円以上 3 万円未満		550 円		
		3 万円以上		770 円		
	文 書	1 万円未満		330 円		
		1 万円以上 3 万円未満		440 円		
		3 万円以上		660 円		
	A T M 利用	1 万円未満		110 円	110 円	220 円
		1 万円以上 3 万円未満		110 円	220 円	275 円
		3 万円以上		220 円	330 円	440 円
	インターネ ットバンキ ング利用	1 万円未満		無料	110 円	220 円
		1 万円以上 3 万円未満		無料	220 円	275 円
		3 万円以上		無料	330 円	440 円
代金取立手数料 （1 通につき）			880 円			

※インターネットバンキングについては、個人でのご利用の場合の手数料を表示しております。

○その他の諸手数料

種 類			手数料
手形・小切手関係手数料	約束手形・為替手形帳・小切手帳	1 冊 (50 枚)	2,200 円
その他	残高証明発行	1 通	550 円
	通帳・証書再発行	1 冊 (枚)	1,100 円
	I C キャッシュカード 発行	1 件	無料
	J A カード (一体型) 発行	1 件	無料
	I C キャッシュカード 再発行	1 件	1,100 円
	J A カード (一体型) 再発行	1 件	1,100 円
	国債等保護預り口座管理		無料

※キャッシュカードの再発行については、汚損・破損による再発行は無料です。

○A T M 利用手数料

ご利用カード ご利用時間		お引き出し (1 回当たり)			お預け入れ (1 回当たり)	
		当 J A	JA・JF マリンバンク	他金融 機関	当 J A	JA・JF マリンバンク
平日	8:00 ～ 21:00	無料	無料	金融機関 により異 なる	無料	無料
土曜日	8:00 ～ 17:00	無料	無料		無料	無料
日・祝日	8:00 ～ 17:00	無料	無料		無料	無料

※ATM によりご利用時間は異なります。また当 JA 発行カード以外はご利用可能時間が異なる場合があります。

〔共済事業〕

J A共済は、J Aが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

J A共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

〇ひとに関する保障

種 類	内 容
終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。ニーズにあわせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
引受緩和型終身共済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。健康に不安のある方もご加入しやすい万一の保証です。
養老生命共済	一定期間の万一のときの保障とともに、将来の資金づくりにも応えるプランです。
定期生命共済・ 定期生命共済（通減期間設定型） 【みちびき】	一定期間の万一の保障を手頃な共済掛金で準備できるプランです。 お子さまの成長・独立が見込まれる高齢期の保障を抑えることで、より手頃な共済掛金で保障を準備することも可能です。
医療共済 【メディフル】	病気やケガによる日帰り入院からまとまった一時金を受け取れるプランです。一生涯保障や先進医療などライフプランにあわせて自由に設計できるほか、健康を維持した場合に健康祝金を受け取ることができるプランもあります。
引受緩和型医療共済	健康に不安のある方もご加入しやすい医療保障プランです。
がん共済	上皮内がんを含むさまざまな「がん」や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障するプランです。
特定重度疾病共済 【身近なリスクにそなエール】	三大疾病やその他の生活習慣病など、身近な生活習慣病のリスクに備えるプランです。
こども共済 【学資応援隊・にじ・えがお】	お子さま・お孫さまの将来の入学や結婚・独立資金準備のためのプランです。ご契約者さまが万一のときは、満期まで毎年養育年金をお支払いするプランもあります。
介護共済	所定の要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安をわかりやすく保障します。
認知症共済	認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MC I）まで幅広く保障するプランです。
予定利率変動型年金共済 【ライフロード】	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
生活障害共済 【働くわたしのささエール】	病気やケガによる身体の障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられるプランです。
傷害共済	日常のさまざまな災害による万一のときやケガを保障します。
賠償責任共済	日常生活中に生じた損害賠償責任などを保障します。
農業者賠償責任共済 【ファーマスト】	農業を営むうえで生じた損害賠償責任などを保障します。

〇いえに関する保障

種 類	内 容
建物更生共済 【むてきプラス・My家財プラス】	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金としてご活用いただけます。
火災共済	建物・動産の火災などによる損害を保障します。

〇くるまに関する保障

種 類	内 容
自動車共済【クルマスター】	相手方への「対人賠償・対物賠償」をはじめ、ご自身やご家族のための「人身傷害保障」、ご契約のお車の損害を保障する「車両保障」等がセットされたプランです。また、共済掛金の割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含みます。）（注記）に加入が義務づけられている「強制共済（保険）」です。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。

（注記）：トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含まれません。

※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。

また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

〔経済事業〕

◇購買事業

組合員をはじめ、地域のみなさまの営農と生活に対する物資を供給しています。

営農部門 農畜産物生産に寄与するため、肥料、農薬、飼料、農機具などを取り扱っています。

生活部門 生活・文化向上のため、食料品・日用品などを取り扱っています。

◇販売事業

農家のみなさまが生産・出荷された、安全・安心な農畜産物を有利な価格で安定供給販売することを目標に、消費地および消費者と生産者との交流を取り入れた戦略でマーケットの拡大に努めています。

◇指導事業

営農指導 安全・安心・新鮮な農畜産物生産の技術指導並びに栽培記録簿記帳管理、および農業収支・経営指導また地域農業を担う担い手農業者・組織の育成など農業を通じて、地域の活性化に努めています。

生活指導 組合員や地域住民の心豊かな生活と健康・生きがいをづくり活動に積極的に取り組んでいます。

◇福祉事業

生きがいのある生活づくりをサポートし、高齢者が安心して住むことのできる高齢者福祉施設の安定的運営に努めています。

〔その他の事業〕

指導・販売・信用・共済・購買事業のほかにも、保管事業、カントリーエレベーターをはじめとする共同生産利用施設運営などを行い、地域農業の振興に努めています。

（２）系統セーフティーネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティーネットで守られています。

◇「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金※」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2024年3月末における残高は1,651億円となっています。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は2024年3月末現在で4,785億円となっています。

【經營資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	182,172,401	178,791,032	1. 信用事業負債	190,411,104	188,550,471
(1) 現金	1,133,774	1,096,036	(1) 貯金	189,640,134	187,691,758
(2) 預金	153,724,672	146,125,270	(2) その他の信用事業負債	770,970	858,713
系統預金	152,924,519	145,325,118	未払費用	10,212	40,116
系統外預金	800,152	800,152	その他の負債	760,757	818,597
(3) 有価証券	3,495,909	7,996,325	2. 共済事業負債	608,581	633,859
国債	1,295,909	1,296,325	(1) 共済資金	299,249	329,256
地方債	2,200,000	6,700,000	(2) 未経過共済付加収入	309,331	304,603
(4) 貸出金	23,210,642	22,794,382	3. 経済事業負債	606,281	1,495,504
(5) その他の信用事業資産	628,647	799,962	(1) 経済事業未払金	358,424	387,438
未収収益	612,471	772,552	(2) 経済受託債務	232,240	1,093,152
その他の資産	16,176	27,409	(3) その他の経済事業負債	15,616	14,912
(6) 貸倒引当金	△ 21,244	△ 20,944	4. 雑負債	281,172	389,829
2. 共済事業資産	327	298	(1) 未払法人税等	25,831	46,312
(1) その他の共済事業資産	327	298	(2) リース債務	15,014	10,394
3. 経済事業資産	3,121,116	4,632,855	(3) 資産除去債務	26,793	26,793
(1) 受取手形	6,382	6,074	(4) その他の負債	213,533	306,329
(2) 経済事業未収金	498,269	628,573	5. 諸引当金	73,996	91,476
(3) 経済受託債権	1,861,107	3,194,772	(1) 賞与引当金	46,374	59,591
(4) 棚卸資産	757,782	812,639	(2) 役員退職慰労引当金	27,621	31,885
購買品	661,039	693,059	6. 繰延税金負債	16,789	12,104
販売品	94,549	109,625			
その他棚卸資産	2,194	9,953			
(5) その他の経済事業資産	27,126	24,621	負債の部合計	191,997,925	191,173,246
(6) 貸倒引当金	△ 29,552	△ 33,825	(純資産の部)		
4. 雑資産	326,419	249,573	1. 組合員資本	10,047,084	10,166,533
5. 固定資産	7,533,238	7,119,258	(1) 出資金	2,767,566	2,754,124
(1) 有形固定資産	7,457,020	7,050,201	(2) 資本準備金	2,718,835	2,718,835
建物	10,495,178	10,462,394	(3) 利益剰余金	4,567,873	4,703,887
機械装置	4,549,788	4,427,380	利益準備金	1,206,000	1,256,000
土地	1,356,243	1,355,012	その他利益剰余金	3,361,873	3,447,887
リース資産	50,166	50,166	リスク管理積立金	1,130,000	1,180,000
その他の有形固定資産	2,503,154	2,541,176	宅地等供給事業積立金	61,754	61,754
減価償却累計額	△ 11,497,511	△ 11,785,927	主要農産物種子事故補償目的積立金	100,000	100,000
(2) 無形固定資産	76,217	69,057	施設整備積立金	-	1,000,000
その他の無形固定資産	76,217	69,057	園芸作物産地育成整備積立金	500,000	550,000
6. 外部出資	8,871,747	10,535,247	特別積立金	235,000	235,000
(1) 外部出資	8,871,747	10,535,247	当期末処分剰余金	1,335,118	321,132
系統出資	8,531,291	10,203,291	(うち当期剰余金)	(233,451)	(163,534)
系統外出資	201,156	201,156	(4) 処分未済持分	△ 7,191	△ 10,313
子会社等出資	139,300	130,800			
7. 前払年金費用	19,759	11,514	純資産の部合計	10,047,084	10,166,533
資産の部合計	202,045,009	201,339,780	負債及び純資産の部合計	202,045,009	201,339,780

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,406,025	2,514,401	(9) 保管事業収益	76,878	117,326
事業収益	7,484,201	6,732,336	(10) 保管事業費用	35,114	67,621
事業費用	5,078,176	4,217,935	保管事業総利益	(41,764)	49,704
(1) 信用事業収益	871,507	1,037,036	(11) 利用事業収益	545,815	505,284
資金運用収益	789,731	958,857	(12) 利用事業費用	409,728	411,259
(うち預金利息)	(568,203)	(738,452)	(うち貸倒引当繰入額)	(-)	(0)
(うち有価証券利息)	(2,024)	(52,126)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 195)	(-)
(うち貸出金利息)	(207,300)	(168,275)	利用事業総利益	136,087	94,025
(うちその他受入利息)	(12,202)	(2)	(13) 宅地等供給事業収益	16,135	3,152
役務取引等収益	41,027	41,581	(14) 宅地等供給事業費用	485	449
その他経常収益	40,749	36,597	宅地等供給事業総利益	15,649	2,703
(2) 信用事業費用	168,909	253,094	(15) その他事業収益	110,967	177,681
資金調達費用	13,958	87,570	(16) その他事業費用	65,081	128,023
(うち貯金利息)	(11,598)	(84,778)	(うち貸倒引当繰入額)	(0)	(-)
(うち給付補填備金繰入)	(752)	(311)	(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(0)
(うちその他支払利息)	(1,607)	(2,480)	その他事業総利益	45,885	49,658
役務取引等費用	7,075	6,886	(17) 指導事業収入	11,187	12,415
その他経常費用	147,876	158,637	(18) 指導事業支出	84,174	69,580
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 6,014)	(△ 299)	指導事業収支差額	△ 72,986	△ 57,165
信用事業総利益	702,597	783,941	2. 事業管理費	2,344,610	2,371,719
(3) 共済事業収益	627,129	629,070	(1) 人件費	1,272,474	1,289,458
共済付加収入	597,720	588,167	(2) 業務費	248,684	238,872
その他の収益	29,409	40,903	(3) 諸税負担金	105,394	120,512
(4) 共済事業費用	44,261	40,995	(4) 施設費	712,589	713,857
共済推進費	11,698	12,379	(5) その他事業管理費	5,466	9,018
共済保全費	7,258	8,845	事業利益	61,415	142,681
その他の費用	25,304	19,770	3. 事業外収益	202,817	104,038
共済事業総利益	582,868	588,075	(1) 受取出資配当金	150,377	49,439
(5) 購買事業収益	3,118,525	3,300,473	(2) 賃貸料	22,781	23,849
購買品供給高	2,936,314	3,099,981	(3) 雑収入	29,658	30,750
購買手数料	13,252	9,048	4. 事業外費用	9,433	13,043
修理サービス料	115,891	141,268	(1) 雑損失	9,433	13,043
その他の収益	53,067	50,174	経常利益	254,799	233,677
(6) 購買事業費用	2,672,445	2,854,890	5. 特別利益	1,289,840	18,441
購買品供給原価	2,454,280	2,628,248	(1) 固定資産処分益	3,907	3,634
購買品供給費	66,415	69,117	(2) 一般補助金	1,285,933	6,810
修理サービス費	39,687	47,660	(3) その他特別利益	(-)	7,996
その他の費用	112,061	109,864	6. 特別損失	1,290,205	26,464
(うち貸倒引当金繰入額)	(5,836)	(4,593)	(1) 固定資産処分損	459	18,147
購買事業総利益	446,079	445,582	(2) 固定資産圧縮損	1,278,484	7,085
(7) 販売事業収益	2,222,061	1,046,591	(3) 減損損失	11,261	1,231
販売品販売高	1,772,396	445,036	税引前当期利益	254,434	225,654
販売手数料	283,355	415,502	7. 法人税・住民税及び事業税	56,828	66,805
その他の収益	166,310	186,051	8. 法人税等調整額	△ 35,845	△ 4,685
(8) 販売事業費用	1,713,981	488,715	法人税等合計	20,983	62,119
販売品販売原価	1,568,900	391,601	当期剰余金	233,451	163,534
その他の費用	145,081	97,113	当期首繰越剰余金	101,667	157,597
(うち貸倒引当金繰入額)	(6,171)	(-)	目的積立金取崩額	1,000,000	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 320)	当期末処分剰余金	1,335,118	321,132
販売事業総利益	508,079	557,876			

3.注記表

令和5年度	令和6年度
1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む） (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式等：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 ②棚卸資産 購買品（肥料、農薬）…総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（農機具製品）…個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（上記以外）…売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 販売品（米、その他）…総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、少額減価償却資産は法人税の規定により償却しています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 (3) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）	1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (1) 資産の評価基準及び評価方法 ①有価証券（株式形態の外部出資を含む） (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法） (2) 子会社株式及び関連会社株式等：移動平均法による原価法 (3) その他有価証券 ①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） ②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法 ②棚卸資産 購買品（肥料、農薬）…総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（農機具製品）…個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 購買品（上記以外）…売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） 販売品（米、その他）…総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切り下げの方法） (2) 固定資産の減価償却の方法 ①有形固定資産 定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しています。 なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、少額減価償却資産は法人税の規定により償却しています。 ②無形固定資産 定額法を採用しています。 なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。 ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。 (3) 引当金の計上基準 ①貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）

令和5年度	令和6年度
に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （４）収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。	に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。 上記以外の債権については、正常先債権及び要注意先債権（要管理先含む）については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、主に1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しています。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。 ②賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。 ③退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。 ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。 （４）収益及び費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。 主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

令和5年度	令和6年度
①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ④利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・種子プラント・共同選別施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑤指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用について	①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③保管事業 組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。 ④利用事業 カントリーエレベーター・ライスセンター・種子プラント・共同選別施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑤指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。 (6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。 (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引について相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用について

令和5年度	令和6年度
は、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②共同計算 当組合は、生産者が生産した米、大門素麺について、直接買い取って販売を行っているほか、一部の米、その他農産物については無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残高を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。 なお、期末までに精算が終了していないもののうち、共同計算にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。 ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。	は、事業間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。 ②共同計算 当組合は、生産者が生産した米、大門素麺について、直接買い取って販売を行っているほか、一部の米、その他農産物については無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。 共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金、仮精算金を計上しています。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しています。 経済受託債権及び経済受託債務については、共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、残高を精算金として生産者に支払った時点において、それぞれの残高を減少する会計処理を行っています。 なお、期末までに精算が終了していないもののうち、共同計算にかかる経済受託債権と経済受託債務については、期末時にそれぞれ対応する債権・債務を相殺して表示しています。 ③当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。
2. 会計方針の変更に関する注記 （1）時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。	
3. 会計上の見積りに関する注記 （1）繰延税金資産の回収可能性） ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 28,410 千円 ※繰延税金負債 45,199 千円差し引き前の金額を記載しています。 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。	2. 会計上の見積りに関する注記 （1）繰延税金資産の回収可能性） ①当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 30,819 千円 ※繰延税金負債 42,924 千円差し引き前の金額を記載しています。 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

令和5年度	令和6年度
次年度以降の課税所得の見積りについては、第9次中期3ヵ年計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 11,261千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、過去の実績を基礎として算出しており、資産グループの将来の使用状況や合理的な使用計画等に一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 50,797千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 i) 算定方法 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。 ii) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化し	次年度以降の課税所得の見積りについては、第9次中期3ヵ年計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。 しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。 (2) 固定資産の減損 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 1,231千円 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。 減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。 固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、過去の実績を基礎として算出しており、資産グループの将来の使用状況や合理的な使用計画等に一定の仮定を設定して算出しております。 これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。 (3) 貸倒引当金 ①当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 54,769千円 ※貸倒引当金の総額を記載しています。 ②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 i) 算定方法 「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しております。 ii) 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 iii) 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化し

令和5年度	令和6年度																																																
た場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	た場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。																																																
4. 貸借対照表に関する注記	3. 貸借対照表に関する注記																																																
(1) 資産に係る圧縮記帳額 土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は7,791,080千円（うち当期圧縮記帳額1,278,484千円）であり、その内訳は、次のとおりです。 <table><tr><td>建物・付属設備</td><td>3,874,609千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額652,150千円）</td></tr><tr><td>構築物</td><td>339,476千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額443千円）</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>3,346,213千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額625,452千円）</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>32,566千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額438千円）</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>94,441千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr><tr><td>土地</td><td>39,777千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr></table> (2) 担保に供している資産 預金 4,000,000千円は為替取引の担保に供しています。 (3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table><tr><td>金銭債権</td><td>164,216千円</td></tr><tr><td>金銭債務</td><td>237,056千円</td></tr></table> (4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table><tr><td>金銭債権</td><td>3,737千円</td></tr></table> (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は38,356千円、危険債権額は392,978千円、貸出条件緩和債権は57,497千円、三月以上延滞債権額ははありません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。貸出条件緩和債権額は57,497千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ	建物・付属設備	3,874,609千円	（うち当期圧縮記帳額652,150千円）	構築物	339,476千円	（うち当期圧縮記帳額443千円）	機械装置	3,346,213千円	（うち当期圧縮記帳額625,452千円）	車両運搬具	32,566千円	（うち当期圧縮記帳額438千円）	器具備品	94,441千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	土地	39,777千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	金銭債権	164,216千円	金銭債務	237,056千円	金銭債権	3,737千円	(1) 資産に係る圧縮記帳額 土地収用法を受けて、また国庫補助金の受入れにより有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は7,725,757千円（うち当期圧縮記帳額7,085千円）であり、その内訳は、次のとおりです。 <table><tr><td>建物・付属設備</td><td>3,874,609千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr><tr><td>構築物</td><td>339,476千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr><tr><td>機械装置</td><td>3,346,213千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr><tr><td>車両運搬具</td><td>31,841千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額275千円）</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>94,839千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額6,810千円）</td></tr><tr><td>土地</td><td>39,777千円</td><td>（うち当期圧縮記帳額はありません）</td></tr></table> (2) 担保に供している資産 預金 4,000,000千円は為替取引の担保に供しています。 (3) 子会社等に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table><tr><td>金銭債権</td><td>154,604千円</td></tr><tr><td>金銭債務</td><td>222,906千円</td></tr></table> (4) 役員に対する金銭債権の総額・金銭債務の総額 <table><tr><td>金銭債権</td><td>16,457千円</td></tr></table> (5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2) (i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は60,936千円、危険債権額は299,824千円、貸出条件緩和債権は52,705千円、三月以上延滞債権額ははありません。 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。 債権のうち、三月以上延滞債権額ははありません。貸出条件緩和債権額は52,705千円です。 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。 また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図るこ	建物・付属設備	3,874,609千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	構築物	339,476千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	機械装置	3,346,213千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	車両運搬具	31,841千円	（うち当期圧縮記帳額275千円）	器具備品	94,839千円	（うち当期圧縮記帳額6,810千円）	土地	39,777千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）	金銭債権	154,604千円	金銭債務	222,906千円	金銭債権	16,457千円
建物・付属設備	3,874,609千円	（うち当期圧縮記帳額652,150千円）																																															
構築物	339,476千円	（うち当期圧縮記帳額443千円）																																															
機械装置	3,346,213千円	（うち当期圧縮記帳額625,452千円）																																															
車両運搬具	32,566千円	（うち当期圧縮記帳額438千円）																																															
器具備品	94,441千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
土地	39,777千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
金銭債権	164,216千円																																																
金銭債務	237,056千円																																																
金銭債権	3,737千円																																																
建物・付属設備	3,874,609千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
構築物	339,476千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
機械装置	3,346,213千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
車両運搬具	31,841千円	（うち当期圧縮記帳額275千円）																																															
器具備品	94,839千円	（うち当期圧縮記帳額6,810千円）																																															
土地	39,777千円	（うち当期圧縮記帳額はありません）																																															
金銭債権	154,604千円																																																
金銭債務	222,906千円																																																
金銭債権	16,457千円																																																

令和5年度	令和6年度																																																	
とを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 488,832 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。	とを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 413,467 千円です。 なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。																																																	
5. 損益計算書に関する注記 (1) 子会社等との取引総額 <table><tr><td>①子会社等との取引による収益総額</td><td>44,359 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>41,260 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>3,098 千円</td></tr><tr><td>②子会社等との取引による費用総額</td><td>79,465 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>79,465 千円</td></tr></table> (2) 減損損失に関する注記 ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>旧出町支店(砺波市表町 255)</td><td>遊休資産</td><td>土 地</td></tr><tr><td>旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)</td><td>遊休資産</td><td>土 地</td></tr><tr><td>油田支店 (砺波市三郎丸 247-1)</td><td>遊休資産</td><td>土地及び建物</td></tr></table> ②減損損失の認識に至った経緯 旧出町支店、旧雄神ふれあいセンター、福野駅前については土地の時価が下落したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。 油田支店は早期処分予定であることから、処分可能価額で評価しましたが、処分可能価額が処分に係る費用に達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。 ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><td>旧出町支店</td><td>1,112 千円 (土地)</td></tr><tr><td>旧雄神ふれあいセンター</td><td>195 千円 (土地)</td></tr></table>	①子会社等との取引による収益総額	44,359 千円	うち事業取引高	41,260 千円	うち事業取引以外の取引高	3,098 千円	②子会社等との取引による費用総額	79,465 千円	うち事業取引高	79,465 千円	場所	用途	種類	旧出町支店(砺波市表町 255)	遊休資産	土 地	旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)	遊休資産	土 地	油田支店 (砺波市三郎丸 247-1)	遊休資産	土地及び建物	旧出町支店	1,112 千円 (土地)	旧雄神ふれあいセンター	195 千円 (土地)	4. 損益計算書に関する注記 (1) 子会社等との取引総額 <table><tr><td>①子会社等との取引による収益総額</td><td>50,717 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>47,648 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引以外の取引高</td><td>3,068 千円</td></tr><tr><td>②子会社等との取引による費用総額</td><td>81,148 千円</td></tr><tr><td>うち事業取引高</td><td>81,148 千円</td></tr></table> (2) 減損損失に関する注記 ①資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要 当組合では、管理会計の単位としている支店及び事業所を基本にグルーピングし、遊休資産及び賃貸固定資産については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。 本店及び農業関連施設については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。 当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td>旧出町支店(砺波市表町 255)</td><td>遊休資産</td><td>土 地</td></tr><tr><td>旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)</td><td>遊休資産</td><td>土 地</td></tr></table> ②減損損失の認識に至った経緯 旧出町支店、旧雄神ふれあいセンター、福野駅前については土地の時価が下落したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。 油田支店は早期処分予定であることから、処分可能価額で評価しましたが、処分可能価額が処分に係る費用に達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。 ③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳 <table><tr><td>旧出町支店</td><td>769 千円 (土地)</td></tr><tr><td>旧雄神ふれあいセンター</td><td>462 千円 (土地)</td></tr></table>	①子会社等との取引による収益総額	50,717 千円	うち事業取引高	47,648 千円	うち事業取引以外の取引高	3,068 千円	②子会社等との取引による費用総額	81,148 千円	うち事業取引高	81,148 千円	場所	用途	種類	旧出町支店(砺波市表町 255)	遊休資産	土 地	旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)	遊休資産	土 地	旧出町支店	769 千円 (土地)	旧雄神ふれあいセンター	462 千円 (土地)
①子会社等との取引による収益総額	44,359 千円																																																	
うち事業取引高	41,260 千円																																																	
うち事業取引以外の取引高	3,098 千円																																																	
②子会社等との取引による費用総額	79,465 千円																																																	
うち事業取引高	79,465 千円																																																	
場所	用途	種類																																																
旧出町支店(砺波市表町 255)	遊休資産	土 地																																																
旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)	遊休資産	土 地																																																
油田支店 (砺波市三郎丸 247-1)	遊休資産	土地及び建物																																																
旧出町支店	1,112 千円 (土地)																																																	
旧雄神ふれあいセンター	195 千円 (土地)																																																	
①子会社等との取引による収益総額	50,717 千円																																																	
うち事業取引高	47,648 千円																																																	
うち事業取引以外の取引高	3,068 千円																																																	
②子会社等との取引による費用総額	81,148 千円																																																	
うち事業取引高	81,148 千円																																																	
場所	用途	種類																																																
旧出町支店(砺波市表町 255)	遊休資産	土 地																																																
旧雄神ふれあいセンター (砺波市庄川町庄 396)	遊休資産	土 地																																																
旧出町支店	769 千円 (土地)																																																	
旧雄神ふれあいセンター	462 千円 (土地)																																																	

令和5年度	令和6年度
油田支店 9,953千円（土地及び建物） 合計 11,261千円 ④ 回収可能価額の算定方法 回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。 6. 金融商品に関する注記 （1）金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ii) 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リス	合計 1,231千円 ④ 回収可能価額の算定方法 回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に合理的な調整を行い算定しています。 5. 金融商品に関する注記 （1）金融商品の状況に関する事項 ①金融商品に対する取組方針 当組合は組合員や地域から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫等に預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。 ②金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。 ③金融商品に係るリスク管理体制 i) 信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ii) 市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収支及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 （市場リスクに係る定量的情報） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リス

令和5年度	令和6年度																																																								
クの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が56,759千円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 （2）金融商品の時価等に関する事項 ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>153,724,672</td><td>153,628,037</td><td>△96,634</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>3,495,909</td><td>3,477,020</td><td>△18,889</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>23,210,642</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>△21,244</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>23,189,397</td><td>23,167,486</td><td>△21,911</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	153,724,672	153,628,037	△96,634	有価証券				満期保有目的の債券	3,495,909	3,477,020	△18,889	貸出金	23,210,642			貸倒引当金	△21,244			貸倒引当金控除後	23,189,397	23,167,486	△21,911	クの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、貯金及び借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が55,269千円増加するものと把握しています。 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。 また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。 なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。 iii) 資金調達に係る流動性リスクの管理 当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。 ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 （2）金融商品の時価等に関する事項 ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等 当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。 （単位：千円） <table><tr><th></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時価</th><th>差額</th></tr><tr><td>預金</td><td>146,125,270</td><td>145,740,570</td><td>△384,700</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>満期保有目的の債券</td><td>7,996,325</td><td>7,654,800</td><td>△341,525</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>22,794,382</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金</td><td>△20,944</td><td></td><td></td></tr><tr><td>貸倒引当金控除後</td><td>22,773,438</td><td>22,483,201</td><td>△290,236</td></tr></table>		貸借対照表計上額	時価	差額	預金	146,125,270	145,740,570	△384,700	有価証券				満期保有目的の債券	7,996,325	7,654,800	△341,525	貸出金	22,794,382			貸倒引当金	△20,944			貸倒引当金控除後	22,773,438	22,483,201	△290,236
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
預金	153,724,672	153,628,037	△96,634																																																						
有価証券																																																									
満期保有目的の債券	3,495,909	3,477,020	△18,889																																																						
貸出金	23,210,642																																																								
貸倒引当金	△21,244																																																								
貸倒引当金控除後	23,189,397	23,167,486	△21,911																																																						
	貸借対照表計上額	時価	差額																																																						
預金	146,125,270	145,740,570	△384,700																																																						
有価証券																																																									
満期保有目的の債券	7,996,325	7,654,800	△341,525																																																						
貸出金	22,794,382																																																								
貸倒引当金	△20,944																																																								
貸倒引当金控除後	22,773,438	22,483,201	△290,236																																																						

令和5年度				令和6年度			
資産計	180,409,979	180,291,432	△118,546	資産計	176,895,033	175,878,571	△1,016,461
貯金	189,640,134	189,392,418	△247,715	貯金	187,691,758	187,004,709	△687,048
負債計	189,640,134	189,392,418	△247,715	負債計	187,691,758	187,004,709	△687,048
※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。				※貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。			
②金融商品の時価の算定方法				②金融商品の時価の算定方法			
【資産】				【資産】			
i) 預金				i) 預金			
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。				満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。			
ii) 有価証券				ii) 有価証券			
有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。				有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。			
iii) 貸出金				iii) 貸出金			
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。				貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。			
一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。				一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。			
なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。				なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。			
また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。				また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。			
【負債】				【負債】			
i) 貯金				i) 貯金			
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。				要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額としています。			

令和5年度

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,871,747

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	152,924	-	-	-	-	800
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	-	3,495
貸出金	3,810	2,716	2,385	1,949	1,909	10,398
合計	156,735	2,716	2,385	1,949	1,909	14,694

※貸出金のうち、当座貸越 650,580 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 41,173 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	153,087	19,228	14,582	323	2,317	100

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	400	400	0
	小計	400	400	0

令和6年度

③市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	10,535,247

※外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	141,925	-	3,400	-	-	800
有価証券 満期保有目的の債券	-	-	-	-	1,300	6,696
貸出金	3,751	2,807	2,394	2,350	1,839	9,586
合計	145,686	2,807	5,794	2,350	3,139	17,082

※貸出金のうち、当座貸越 527,793 千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金については「5年超」に含めています。

※貸出金のうち、3カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 65,310 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	159,747	12,105	12,372	1,679	1,523	262

※貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

有価証券の時価、評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,296	1,228	△0
	地方債	6,700	6,426	△273

令和５年度				
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	1,295	1,286	△9
	地方債	1,800	1,789	△10
	小計	3,095	3,076	△19
合計		3,495	3,477	△18

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払い年金費用)△24,392千円

退職給付費用33,319千円

退職給付の支払額△1,920千円

確定給付企業年金制度への拠出金△10,166千円

特定退職共済制度への拠出金△16,599千円

期末における前払年金費用19,759千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務687,929千円

確定給付企業年金制度△319,601千円

特定退職共済制度△388,087千円

未積立退職給付債務△19,759千円

前払年金費用19,759千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用33,319千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第５７条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金16,599千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和５年３月現在における令和１４年３月までの特例業務負担金の将来見込額は163,203千円となっています。

令和６年度				
	小計	7,996	7,654	△341
合計		7,996	7,654	△341

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため全共連との契約による確定給付企業年金（規約型）制度及び全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

②退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金(前払い年金費用)△19,759千円

退職給付費用33,394千円

退職給付の支払額△1,658千円

確定給付企業年金制度への拠出金△8,930千円

特定退職共済制度への拠出金△14,560千円

期末における前払年金費用11,514千円

③退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務658,864千円

確定給付企業年金制度△308,988千円

特定退職共済制度△361,390千円

未積立退職給付債務△11,514千円

前払年金費用11,514千円

④退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用33,394千円

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第５７条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,560千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和６年３月現在における令和１４年３月までの特例業務負担金の将来見込額は141,677千円となっています。

令和５年度	令和６年度																																																																																																
９．税効果会計に関する注記 (１) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>12,799 千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>7,623 千円</td></tr> <tr> <td>JA バンク支援積立金</td><td>23,275 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>3,773 千円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>50,984 千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>7,394 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,920 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>116,771 千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△88,361 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>28,410 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>土地評価差額</td><td>39,746 千円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>5,453 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>45,199 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (B) - (A)</td><td>16,789 千円</td></tr> </table> (２) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.7%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△8.2%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>2.0%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△12.3%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>△4.3%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>8.4%</td></tr> </table>	繰延税金資産		賞与引当金	12,799 千円	役員退職慰労引当金	7,623 千円	JA バンク支援積立金	23,275 千円	未払事業税	3,773 千円	減損損失	50,984 千円	資産除去債務	7,394 千円	その他	10,920 千円	繰延税金資産小計	116,771 千円	評価性引当額	△88,361 千円	繰延税金資産合計 (A)	28,410 千円	繰延税金負債		土地評価差額	39,746 千円	前払年金費用	5,453 千円	繰延税金負債合計 (B)	45,199 千円	繰延税金負債の純額 (B) - (A)	16,789 千円	法定実効税率	27.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2%	住民税均等割等	2.0%	評価性引当額の増減	△12.3%	その他	△4.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4%	８．税効果会計に関する注記 (１) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>16,447 千円</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td><td>8,800 千円</td></tr> <tr> <td>J Aバンク支援積立金</td><td>23,533 千円</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>3,357 千円</td></tr> <tr> <td>減損損失</td><td>44,144 千円</td></tr> <tr> <td>資産除去債務</td><td>7,394 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>9,462 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>113,139 千円</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>△82,320 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計 (A)</td><td>30,819 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td></td></tr> <tr> <td>土地評価差額</td><td>39,746 千円</td></tr> <tr> <td>前払年金費用</td><td>3,177 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計 (B)</td><td>42,924 千円</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額 (B) - (A)</td><td>12,104 千円</td></tr> </table> (２) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の原因 <table> <tr> <td>法定実効税率</td><td>27.6%</td></tr> <tr> <td>(調整)</td><td></td></tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td>3.3%</td></tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td><td>△4.1%</td></tr> <tr> <td>住民税均等割等</td><td>2.2%</td></tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td><td>△2.7%</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1.2%</td></tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>27.5%</td></tr> </table> (３) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響 「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第１３号）」が令和７年３月３１日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和９年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の 27.6% から 28.3% に変更されます。 なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合、繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は 992 千円増加し、法人税等調整額は 992 千円増加します。	繰延税金資産		賞与引当金	16,447 千円	役員退職慰労引当金	8,800 千円	J Aバンク支援積立金	23,533 千円	未払事業税	3,357 千円	減損損失	44,144 千円	資産除去債務	7,394 千円	その他	9,462 千円	繰延税金資産小計	113,139 千円	評価性引当額	△82,320 千円	繰延税金資産合計 (A)	30,819 千円	繰延税金負債		土地評価差額	39,746 千円	前払年金費用	3,177 千円	繰延税金負債合計 (B)	42,924 千円	繰延税金負債の純額 (B) - (A)	12,104 千円	法定実効税率	27.6%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1%	住民税均等割等	2.2%	評価性引当額の増減	△2.7%	その他	1.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5%
繰延税金資産																																																																																																	
賞与引当金	12,799 千円																																																																																																
役員退職慰労引当金	7,623 千円																																																																																																
JA バンク支援積立金	23,275 千円																																																																																																
未払事業税	3,773 千円																																																																																																
減損損失	50,984 千円																																																																																																
資産除去債務	7,394 千円																																																																																																
その他	10,920 千円																																																																																																
繰延税金資産小計	116,771 千円																																																																																																
評価性引当額	△88,361 千円																																																																																																
繰延税金資産合計 (A)	28,410 千円																																																																																																
繰延税金負債																																																																																																	
土地評価差額	39,746 千円																																																																																																
前払年金費用	5,453 千円																																																																																																
繰延税金負債合計 (B)	45,199 千円																																																																																																
繰延税金負債の純額 (B) - (A)	16,789 千円																																																																																																
法定実効税率	27.6%																																																																																																
(調整)																																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%																																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.2%																																																																																																
住民税均等割等	2.0%																																																																																																
評価性引当額の増減	△12.3%																																																																																																
その他	△4.3%																																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.4%																																																																																																
繰延税金資産																																																																																																	
賞与引当金	16,447 千円																																																																																																
役員退職慰労引当金	8,800 千円																																																																																																
J Aバンク支援積立金	23,533 千円																																																																																																
未払事業税	3,357 千円																																																																																																
減損損失	44,144 千円																																																																																																
資産除去債務	7,394 千円																																																																																																
その他	9,462 千円																																																																																																
繰延税金資産小計	113,139 千円																																																																																																
評価性引当額	△82,320 千円																																																																																																
繰延税金資産合計 (A)	30,819 千円																																																																																																
繰延税金負債																																																																																																	
土地評価差額	39,746 千円																																																																																																
前払年金費用	3,177 千円																																																																																																
繰延税金負債合計 (B)	42,924 千円																																																																																																
繰延税金負債の純額 (B) - (A)	12,104 千円																																																																																																
法定実効税率	27.6%																																																																																																
(調整)																																																																																																	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%																																																																																																
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.1%																																																																																																
住民税均等割等	2.2%																																																																																																
評価性引当額の増減	△2.7%																																																																																																
その他	1.2%																																																																																																
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.5%																																																																																																

4. 剰余金処分計算書

(単位: 千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1. 当期末処分剰余金	1,335,118	321,132
2. 剰余金処分額	1,177,521	187,391
(1) 利益準備金	50,000	50,000
(2) 任意積立金	1,100,000	110,000
うちリスク管理積立金	50,000	30,000
うち施設整備積立金	1,000,000	50,000
うち園芸作物産地育成整備積立金	50,000	30,000
(3) 出資配当金	27,521	27,391
うち普通出資に対する配当金	27,521	27,391
3. 次期繰越剰余金	157,597	133,740

(注) 1. 出資配当の割合は次のとおりです。

令和5年度 1.0% 令和6年度 1.0%

2. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

積立金の種類	積立目的	積立目標額及び積立・取崩基準
リスク管理積立金	有価証券運用のリスク負担と貸出金(経済未収金含む。)及び外部出資等の不良債権の償却・引当、固定資産の償却・処分及び減損、退職給付引当金の引当、事務リスク等に対応し、損失発生時の補填に備える	積立目標額 2,000,000千円 当期末残高 1,180,000千円 次の事由により多額の費用が発生した場合に、当該相当額を取崩す。①有価証券運用益を上回る、売却損・評価損を被ったとき②個別貸倒引当金の額を超える償却・引当が生じたとき③固定資産の償却及び減損④退職給付債務に係る外部積立の減損及び重大な影響が生じたとき⑤事務リスクによる損失が生じたとき⑥その他農協経営に与える重大な損失が生じたとき
宅地等供給事業積立金	宅地等供給事業実施規程第9条に基づく積立	積立目標額 100,000千円 当期末残高 61,754千円 次の事由が発生した場合に、当該相当額を取崩す。転用相当農地等の売渡事業において損失が発生した場合
主要農産物種子事故補償目的積立金	主要農産物種子事故が発生した場合の損失補償	積立目標額 100,000千円 当期末残高 100,000千円 次の事由が発生した場合に、当該相当額を取崩す。①輸送中における事故及び災害、損耗に対する見舞金②検査合格種子及び準種子で、消費地において著しく信用を毀損する事故の生じた場合の補償金③消費地から正当な理由で売渡価格の引き下げに対する補償金④その他必要と認めた事項
施設整備積立金	施設の取得・整備・修繕及び運営に伴う必要資金の積立	積立目標額 2,000,000千円 当期末残高 1,000,000千円 次の事由について、当該相当額を取崩すことができる。施設の取得費・整備費・修繕費及び運営費の全部又は一部に相当する金額
園芸作物産地育成整備積立金	園芸作物産地化を計画的に進める中、予期せぬ不測の事態等に備え、農家の経営安定に資する	積立目標額 1,000,000千円 当期末残高 550,000千円 次の事由が発生した場合に理事会議決により、当該相当額を取崩すことができる。①自然災害及び病害虫等の異常発生による減収補填②流通・加工段階での著しく信用を毀損する事故等による補償③試験研究費、開発費用等の助成④その他必要と認めた事項

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和5年度 12,000千円

令和6年度 9,000千円

5. 部門別損益計算書
(令和5年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	7,600,209	871,507	627,129	5,732,052	345,484	24,035	
事業費用	②	5,194,183	168,910	44,261	4,625,680	267,411	87,920	
事業総利益 (①-②)	③	2,406,025	702,597	582,868	1,106,371	78,072	△ 63,885	
事業管理費	④	2,344,610	651,933	310,733	1,124,554	165,622	91,765	
(うち減価償却費)	⑤	(614,893)	(27,907)	(12,819)	(510,351)	(46,955)	(16,859)	
(うち人件費)	⑥	(1,272,474)	(447,563)	(234,194)	(470,064)	(67,950)	(52,701)	
うち共通管理費	⑦		159,321	91,128	124,222	70,394	30,971	△ 476,037
(うち減価償却費)	⑧		(10,101)	(5,732)	(3,246)	(4,870)	(1,936)	(△ 25,888)
(うち人件費)	⑨		(39,482)	(22,654)	(39,029)	(18,028)	(7,043)	(△ 126,238)
事業利益 (③-④)	⑩	61,415	50,663	272,134	△ 18,182	△ 87,549	△ 155,650	
事業外収益	⑪	202,817	118,096	36,481	27,170	13,037	8,031	
うち共通分	⑫		12,905	6,769	12,453	12,167	8,031	△ 52,327
事業外費用	⑬	9,433	3,757	2,041	1,588	1,324	721	
うち共通分	⑭		3,661	2,041	1,588	1,324	721	△ 9,337
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	254,799	165,003	306,574	7,398	△ 75,836	△ 148,339	
特別利益	⑯	1,289,840	385,827	219,008	389,915	221,423	73,665	
うち共通分	⑰		385,827	219,008	389,915	221,423	73,665	△ 1,289,840
特別損失	⑱	1,290,205	387,561	219,977	387,503	221,555	73,606	
うち共通分	⑲		387,561	219,977	387,503	221,555	73,606	△ 1,290,205
税引前当期利益 (⑮+⑰-⑱)	⑳	254,434	163,269	305,605	9,810	△ 75,969	△ 148,281	
営農指導事業分配賦額	㉑		-	-	148,281	-	△ 148,281	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	254,434	163,269	305,605	△ 138,470	△ 75,969		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	31.47	17.59	25.43	17.31	8.20	100
営農指導事業	-	-	100	-	-	100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	202,045,009	189,454,710	1,487,587	8,693,322	940,183	149,569	1,319,636
総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産)	202,045,009 (7,533,238)	189,869,999 (757,401)	1,719,711 (143,494)	9,028,905 (5,695,528)	1,168,612 (863,357)	257,779 (73,455)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

(令和6年度)

(単位:千円)

区 分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	①	6,829,031	1,037,036	629,070	4,731,178	419,797	11,948	
事業費用	②	4,314,630	253,094	40,995	3,613,886	346,854	59,799	
事業総利益 (①-②)	③	2,514,401	783,941	588,075	1,117,292	72,943	△ 47,850	
事業管理費 (うち減価償却費)	④	2,371,719	681,835	301,979	1,131,422	154,406	102,076	
(うち人件費)	⑤	(610,546)	(49,941)	(10,950)	(498,418)	(33,245)	(17,990)	
	⑥	(1,289,458)	(447,623)	(226,055)	(480,769)	(75,657)	(59,352)	
うち共通管理費 (うち減価償却費)	⑦		205,053	109,625	168,315	75,119	40,256	△ 598,369
(うち人件費)	⑧		(8,347)	(4,509)	(6,347)	(3,183)	(1,725)	(△ 24,113)
	⑨		(77,509)	(41,040)	(72,581)	(30,043)	(14,003)	(△ 235,178)
事業利益 (③-④)	⑩	142,681	102,106	286,095	△ 14,130	△ 81,463	△ 149,927	
事業外収益	⑪	104,038	18,085	39,565	31,878	7,239	7,269	
うち共通分	⑫		18,085	9,845	13,354	6,420	3,593	△ 51,299
事業外費用	⑬	13,043	3,916	2,108	2,311	1,236	3,470	
うち共通分	⑭		3,910	2,108	2,311	1,236	735	△ 10,302
経常利益 (⑩+⑪-⑬)	⑮	233,677	116,276	323,552	15,436	△ 75,460	△ 146,127	
特別利益	⑯	22,757	7,489	4,088	6,404	3,043	1,731	
うち共通分	⑰		7,489	4,088	6,404	3,043	1,731	△ 22,757
特別損失	⑱	30,779	10,203	5,647	8,468	4,058	2,402	
うち共通分	⑲		10,203	5,647	8,468	4,058	2,402	△ 30,779
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱)	⑳	225,654	113,561	321,993	13,372	△ 76,475	△ 146,798	
営農指導事業分配賦額	㉑		-	-	146,798	-	△ 146,798	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益	㉒	225,654	113,561	321,993	△ 133,425	△ 76,475		

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均

(2) 営農指導事業

農業関連事業に全額を配賦

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)は、次のとおりです。

(単位: %)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	34.72	18.86	26.45	12.72	7.25	100
営農指導事業	-	-	100	-		100

3. 部門別の資産

(単位:千円)

区 分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の資産	201,339,780	187,800,552	1,485,898	9,798,833	909,893	150,116	1,194,485
総資産(共通管理費配分後)※ (うち固定資産)	201,339,780 (7,119,258)	188,215,278 (824,910)	1,711,178 (144,519)	10,114,775 (5,285,606)	1,061,831 (800,783)	236,716 (63,438)	

※ 共通資産の他部門への配賦基準

(人頭割+人件費を除いた事業管理費割+事業総利益割)の平均値

6. 会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、北陸監査法人の監査を受けております。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	9,345	8,641	8,098	7,600	6,829
信 用 事 業 収 益	993	998	882	871	1,037
共 済 事 業 収 益	789	749	680	627	629
農 業 関 連 事 業 収 益	7,126	6,460	6,156	5,732	4,731
生 活 そ の 他 事 業 収 益	404	404	353	345	419
経 常 利 益	310	291	197	254	233
当 期 剰 余 金	234	110	145	233	163
出 資 金	2,809	2,785	2,777	2,767	2,754
(出 資 口 数)	(2,809,504)	(2,785,028)	(2,777,905)	(2,767,566)	(2,754,124)
純 資 産 額	9,676	9,741	9,849	10,047	10,166
総 資 産 額	195,709	199,507	202,024	202,045	201,339
貯 金 等 残 高	184,012	187,438	189,850	189,640	187,691
貸 出 金 残 高	24,507	23,639	23,494	23,210	22,794
有 価 証 券 残 高	-	-	-	3,495	7,996
剰 余 金 配 当 金 額	27	27	27	27	27
出 資 配 当 額	27	27	27	27	27
職 員 数	321	303	300	293	294
単 体 自 己 資 本 比 率	13.07	13.24	13.16	13.46	13.48

(注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 職員数は常傭人を含んでいます。

5. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位: 百万円、%)

項 目	令和5年度	令6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	775	871	96
役 務 取 引 等 収 支	33	34	1
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 107	△ 122	△ 15
信 用 事 業 粗 利 益	809	905	96
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	0	1	0
事 業 粗 利 益	2,697	2,635	△ 62
(事 業 粗 利 益 率)	1	1	△ 0
事 業 純 益	352	262	△ 90
実 質 事 業 純 益	352	263	△ 89
コ ア 事 業 純 益	352	263	△ 89
コア事業純益(投資信託解約損益 除 く 。)	352	263	△ 89

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－資金調達費用

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他信用事業収支＝(その他事業直接収益＋その他経常収益)－(その他事業直接費用＋その他経常費用)

4. 信用事業粗利益＝信用事業収益(その他経常収益を除く)－信用事業費用(その他経常費用を除く)＋金銭の信託運用見合費用

5. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

6. 事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

7. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

8. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

9. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

10. コア事業純益: 実質事業純益－国債等債券関係損益

11. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)＝コア事業純益－投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位: 百万円、%)

項 目	令和5年度			令6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	178,970	801	0.45	177,038	958	0.54
う ち 預 金	154,703	580	0.38	146,654	738	0.50
う ち 有 価 証 券	374	2	0.54	6,966	52	0.75
う ち 貸 出 金	23,893	219	0.92	23,417	168	0.72
資 金 調 達 勘 定	188,310	12	0.01	187,114	85	0.05
うち貯金・定期積金	188,310	12	0.01	187,114	85	0.05
う ち 借 入 金	－	－	－	－	－	－
総 資 金 利 ざ や	－		0.09	－		0.13

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回り＋経費率)

2. 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定(貯金・定期積金＋借入金)平均残高

3. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項 目		令和5年度増減額	令和6年度増減額
受	取 利 息	△ 118	156
	う ち 預 金	△ 112	158
	う ち 有 価 証 券	0	50
	う ち 貸 出 金	△ 6	△ 51
支	払 利 息	△ 2	72
	うち貯金・定期積金	△ 2	72
	う ち 借 入 金	0	-
差 引		△ 115	84

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、農林中金からの事業分量配当金等が含まれています。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位: 百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
流 動 性 貯 金	74,394	39.5	79,944	42.7	5,550
定 期 性 貯 金	113,856	60.4	107,111	57.2	△ 6,745
そ の 他 の 貯 金	60	0.0	59	0.0	△ 1
合 計	188,310	100.0	187,115	100.0	△ 1,195

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

② 定期貯金残高

(単位: 百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
定 期 貯 金	110,055	100.0	102,808	100.0	△ 7,247
うち 固 定 金 利 定 期	110,047	99.9	102,801	99.9	△ 7,246
うち 変 動 金 利 定 期	8	0.0	6	0.0	△ 2

(注) 1. 固定金利定期: 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	36	9	△ 27
証 書 貸 付	23,172	22,808	△ 365
当 座 貸 越	681	594	△ 87
合 計	23,890	23,413	△ 477

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
固 定 金 利 貸 出	19,917	84.7	19,795	85.2	△ 122
変 動 金 利 貸 出	2,885	12.2	2,761	11.8	△ 124
そ の 他	691	2.9	654	2.8	△ 37
合 計	23,494	100.0	23,210	100.0	△ 284

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	487	361	△ 126
動 産	4	4	0
不 動 産	1,640	2,110	470
そ の 他 担 保 物	256	232	△ 24
小 計	2,390	2,709	319
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	9,621	9,131	△ 490
そ の 他 保 証	653	784	131
小 計	10,274	9,916	△ 358
信 用	10,545	10,168	△ 377
合 計	23,210	22,794	△ 415

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
設 備 資 金	12,604	54.3	12,643	55.6	39
運 転 資 金	10,606	45.7	10,151	44.4	△ 455
合 計	23,210	100.0	22,794	100.0	△ 416

⑥ 貸出金の業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比	
農 業	1,815	7.8	1,614	7.0	△ 201
林 業	7	0.0	7	0.0	0
製 造 業	714	3.0	714	3.1	0
鉱 業	33	0.1	20	0.0	△ 13
建 設 ・ 不 動 産 業	651	2.7	631	2.7	△ 20
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 水 道 業	65	0.2	60	0.2	△ 5
運 輸 ・ 通 信 業	230	0.9	221	0.9	△ 9
金 融 ・ 保 険 業	1,233	5.3	181	0.7	△ 1052
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	1,030	4.4	1,050	4.5	20
地 方 公 共 団 体	8,906	38.3	9,742	42.7	836
そ の 他	8,520	36.7	8,548	37.5	28
合 計	23,210	100.0	22,794	100.0	△ 416

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

(1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	1,998	1,777	△ 221
穀 作	785	687	△ 98
野 菜 ・ 園 芸	10	17	7
果 樹 ・ 樹 園 農 業	9	9	0
そ の 他 農 業	1,192	1,062	△ 130
合 計	1,998	1,777	△ 221

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

そのため、「(1)営農類型別」と「⑥貸出金の業種別残高」の「農業」の残高は一致しません。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

(2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,386	1,220	△ 166
農 業 制 度 資 金	611	557	△ 54
農 業 近 代 化 資 金	460	438	△ 22
そ の 他 制 度 資 金	150	118	△ 32
合 計	1,998	1,777	△ 221

(注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接的または間接的に融資するものがあり、ここでは①及び③の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	38	15	22	0	38
	令和6年度	60	15	44	0	60
危険債権	令和5年度	392	122	256	14	392
	令和6年度	299	51	235	12	299
要管理債権	令和5年度	57	-	52	2	54
	令和6年度	52	-	47	1	49
三月以上延滞債権	令和5年度	-	-	-	-	-
	令和6年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和5年度	57	-	52	2	54
	令和6年度	52	-	47	1	49
小計	令和5年度	488				
	令和6年度	413				
正常債権	令和5年度	22,759				
	令和6年度	22,402				
合計	令和5年度	23,248				
	令和6年度	22,816				

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	11	6	-	11	6	6	8	-	6	8
個 別 貸 倒 引 当 金	32	44	0	32	44	44	46	-	44	46
合 計	43	50	-	43	50	50	54	-	50	54

(注)期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

⑪ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	-	-

(注)貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

(3) 内国為替取扱実績

(単位:件、百万円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	37,054	188,213	47,171	202,370
	金 額	45,211	61,634	49,480	57,953
代 金 取 立 為 替	件 数	-	-	2	1
	金 額	-	-	22	0
雑 為 替	件 数	1,458	1,495	1,266	1,189
	金 額	229	169	158	137
合 計	件 数	38,512	189,708	48,439	203,560
	金 額	45,440	61,804	49,660	58,091

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	151	1,295	1,144
地 方 債	222	5,670	5,448
合 計	374	6,966	6,592

(注)貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
5年度								
国 債	-	-	-	-	1,295	-	-	1,295
地 方 債	-	-	-	-	2,200	-	-	2,200
6年度								
国 債	-	-	-	-	1,296	-	-	1,296
地 方 債	-	-	1,300	-	5,400	-	-	6,700

(5) 有価証券の時価情報等

① 有価証券の時価情報

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種 類	令和4年度			令和5年度		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を超 えるもの	国 債	-	-	-	-	-	-
	地 方 債	400,000	400,420	420	-	-	-
	小 計	400,000	400,420	420	-	-	-
時価が貸借対 照表計上額を超 えないもの	国 債	1,295,909	1,286,870	△ 9,039	1,296,325	1,228,500	△ 67,825
	地 方 債	1,800,000	1,789,730	△ 10,270	6,700,000	6,426,300	△ 273,700
	小 計	3,095,909	3,076,600	△ 19,309	7,996,325	7,654,800	△ 341,525
合 計		3,495,909	3,477,020	△ 18,889	7,996,325	7,654,800	△ 341,525

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	15,563	122,341,903	15,384	116,128,678
	定 期 生 命 共 済	107	1,148,500	120	1,361,600
	養 老 生 命 共 済	6,921	30,961,090	6,166	26,920,752
	う ち こ ど も 共 済	3,304	9,629,652	3,211	9,068,352
	医 療 共 済	7,825	1,952,750	7,726	1,814,050
	が ん 共 済	1,384	287,500	1,422	281,000
	定 期 医 療 共 済	307	511,900	288	466,100
	介 護 共 済	1,852	3,935,007	1,954	4,232,296
	認 知 症 共 済	87		98	
	生 活 障 害 共 済	167		188	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	270		309	
	年 金 共 済	6,147	5,000	6,001	5,000
	建 物 更 生 共 済	17,861	242,947,294	17,447	239,827,978
合 計		58,491	404,090,946	57,103	391,037,456

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済		7,825	38,478	7,726	36,507
			208,159		241,720
が ん 共 済		1,384	8,093	1,422	8,263
定 期 医 療 共 済		307	1,535	288	1,437
合 計		9,516	48,106	9,436	46,207
			208,159		241,720

「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。(医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。また、合計欄についても上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。)

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位: 件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		件数	金額	件数	金額
介 護 共 済		1,852	5,338,575	1,954	5,745,619
認 知 症 共 済		87	174,000	98	184,500
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)		97	478,200	96	491,200
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)		70	67,600	92	82,500
特 定 重 度 疾 病 共 済		270	379,600	309	435,100

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位: 件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年 金 開 始 前	4,661	2,841,147	4,440	2,652,312
年 金 開 始 後	1,486	844,348	1,561	940,324
合 計	6,147	3,685,495	6,001	3,592,636

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位: 件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火 災 共 済	5,997	77,105,080	60,976	6,036	78,028,740	62,773
自 動 車 共 済	11,392		477,976	11,262		478,840
傷 害 共 済	17,666	54,027,400	6,844	18,383	51,306,700	7,026
定 額 定 期 生 命 共 済	2	8,000	78	2	6,000	64
賠 償 責 任 共 済	693		2,482	687		2,699
自 賠 責 共 済	2,606		44,523	2,623		44,684
合 計	38,356		592,881	38,993		596,089

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線)を記載しています。

3. 経済事業取扱実績

(1) 買取購買品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
生産資材	肥料	743,308	678,603
	農薬	486,714	506,633
	農機具	1,172,251	1,375,983
	飼料	70,814	68,570
	生産雑資材	342,973	319,680
	計	2,816,062	2,949,471
生活物資	米	58,903	85,506
	食料品	110,033	103,602
	衣料品	8,732	9,097
	日用品	52,878	50,804
	その他	80,200	40,581
	計	310,748	289,592
合 計		3,126,811	3,239,063

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 受託販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
農産物	米	2,130,875	3,669,525
	麦	147,796	124,691
	豆 類 ・ 雑 穀	407,705	462,282
	種子	1,492,887	1,588,496
	野菜	980,943	1,072,362
	花 卉 ・ 花 木	22,034	17,055
畜 産 物		474,810	500,354
合 計		5,657,054	7,434,769

(3) 買取販売品取扱実績

(単位:千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
農産物	米	1,657,362	328,206
	野菜	5,118	15,858
	その他	115,034	116,829
合 計		1,777,514	460,895

4. 指導事業

(単位:千円)

項 目		令和5年度	令和6年度
収入	賦 課 金	3,007	2,962
	指 導 事 業 補 助 金	1,738	3,119
	実 費 収 入	6,441	6,333
	計	11,187	12,415
支出	営 農 改 善 費	54,850	49,603
	生 活 文 化 事 業 費	3,263	3,416
	教 育 情 報 費	26,060	16,560
	計	84,174	69,580

IV 経営諸指標

1. 利益率

(単位: %)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12	0.12	0.00
資 本 経 常 利 益 率	2.66	2.38	△ 0.28
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.01	0.08	0.07
資 本 当 期 純 利 益 率	0.27	1.67	1.40

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位: %)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	12.24	12.14	△ 0.10
	期 中 平 均	12.69	12.51	△ 0.18
貯 証 率	期 末	1.84	4.26	2.42
	期 中 平 均	0.20	3.72	3.52

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

2. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位: 千円、%)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,019,562	10,139,142
うち、出資金及び資本準備金の額	5,486,401	5,472,959
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,567,873	4,703,887
うち、外部流出予定額 (△)	27,521	27,391
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7,191	△ 10,313
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,652	8,288
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,652	8,288
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,026,215	10,147,430
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76,217	69,057
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76,217	69,057
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	19,759	11,514
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	前期末	当期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	95,976	80,571
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	9,930,238	10,066,858
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	68,963,760	69,984,513
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,809,031	4,675,839
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	73,772,792	74,660,352
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.46	13.48

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

		令和5年度			令和6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポート ジャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポート ジャーの期末残 高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	1,133	-	-	1,096	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,297	-	-	1,297	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	11,116	-	-	16,464	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	153,727	30,745	1,230	146,166	29,233	1,169
	法人等向け	636	555	22	494	423	17
	中小企業等向け及び個人向け	759	260	10	741	241	10
	抵当権付住宅ローン	1,211	415	17	1,818	624	25
	不動産取得等事業向け	1	1	0	1	1	0
	三月以上延滞等	35	15	1	43	17	1
	取立未済手形	13	2	0	25	5	0
	信用保証協会等保証付	9,629	943	38	9,137	895	36
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	797	797	32	788	788	32
	(うち出資等のエクスポートジャー)	797	797	32	788	788	32
	(うち重要な出資のエクスポートジャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	21,635	35,226	1,409	23,238	37,753	1,510
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段等に係るエクスポートジャー)	9,181	22,953	918	9,746	24,366	975
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポートジャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポートジャー)	12,454	12,273	491	13,491	13,387	535

証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	201,999	68,963	2,759	201,313	69,984	2,799
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	201,999	68,963	2,759	201,313	69,984	2,799
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額	所要自己 資本額	オペレーショナル・リスク相当額 を8%で除した額	所要自己 資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	4,809	192	4,675	187		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計	所要自己 資本額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己 資本額		
	a	b=a×4%	a	b=a×4%		
	73,772	2,951	74,660	2,986		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ)リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

			令和5年度				令和6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		1,564	1,561	-	2	1,373	1,370	-	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		58	58	-	-	41	41	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		59	59	-	-	40	40	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		162,142	1,106	-	-	155,227	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業		939	145	-	-	907	121	-	-
	日本国政府・地方公共団体		12,413	8,915	3,498	-	17,762	9,755	8,007	-
	上 記 以 外		839	54	-	5	772	60	-	0
	個 人		11,360	11,347	-	28	11,446	11,427	-	43
	そ の 他		12,622	-	-	-	13,743	-	-	-
業 種 別 残 高 計			201,999	23,248	3,498	35	201,313	22,816	8,007	43
残存期間別	1 年 以 下		153,769	842	-		139,229	769	-	
	1 年 超 3 年 以 下		1,809	1,809	-		5,222	1,817	-	
	3 年 超 5 年 以 下		3,864	3,864	-		6,439	5,138	1,301	
	5 年 超 7 年 以 下		3,312	3,312	-		1,728	1,728	-	
	7 年 超 1 0 年 以 下		5,085	1,987	3,098		8,892	1,886	6,705	
	1 0 年 超		12,305	11,104	400		11,683	11,183	-	
	期 限 の 定 め の な い も の		21,853	327	-		28,117	292	-	
	残 存 期 間 別 合 計		201,999	23,248	3,498		201,313	22,816	8,007	

- （注）
- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 - 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 - 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	11	6	-	11	6	6	8	-	6	8
個 別 貸 倒 引 当 金	33	44	0	33	44	44	46	-	44	46

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			令和5年度						令和6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農 業	3	2	-	3	2	-	2	5	-	2	5	-	
	林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製 造 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建 設 ・ 不 動 産 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運 輸 ・ 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	上 記 以 外	10	14	0	10	14	-	14	5	-	14	5	-	
	個 人	20	28	-	20	28	-	28	35	-	28	35	-	
業 種 別 計			33	44	-	33	44	-	44	46	-	44	46	-

(注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位: 百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	14,281	14,281	-	19,465	19,465
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	9,439	9,439	-	8,951	8,951
	リスク・ウェイト 20%	-	153,929	153,929	-	146,430	146,430
	リスク・ウェイト 35%	-	1,186	1,186	-	1,775	1,775
	リスク・ウェイト 50%	-	23	23	-	82	82
	リスク・ウェイト 75%	-	302	302	-	230	230
	リスク・ウェイト 100%	-	13,648	13,648	-	14,618	14,618
	リスク・ウェイト 150%	-	7	7	-	12	12
	リスク・ウェイト 250%	-	9,181	9,181	-	9,746	9,746
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	201,996	201,996	-	201,313	201,313

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。 当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。 担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。
--

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	-	-	-	-
法人等向け	30	-	30	-
中小企業等向け及び個人向け	2	187	3	271
抵当権付住宅ローン	-	-	-	17
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	50	0	14	7
合計	82	188	48	295

(注) 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3.「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。 ①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。 ②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 ③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。 なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	8,871	8,871	10,535	10,535
合 計	8,871	8,871	10,535	10,535

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位: 百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

9. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少しない損失を被るリスクをいいます。 当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。 ◇リスク管理の方針および手続の概要 ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明 当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。 ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明 当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。 ・金利リスク計測の頻度 毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。 ◇金利リスクの算定手法の概要 当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(△EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。 ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。 ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期 流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。 ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提 流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。 ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。 ・複数の通貨の集計方法およびその前提 通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。 ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか) 一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。 ・内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。 ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明 該当ありません。 ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明 該当ありません。 ◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項 ・金利ショックに関する説明 リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。 ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点 特段ありません。
--

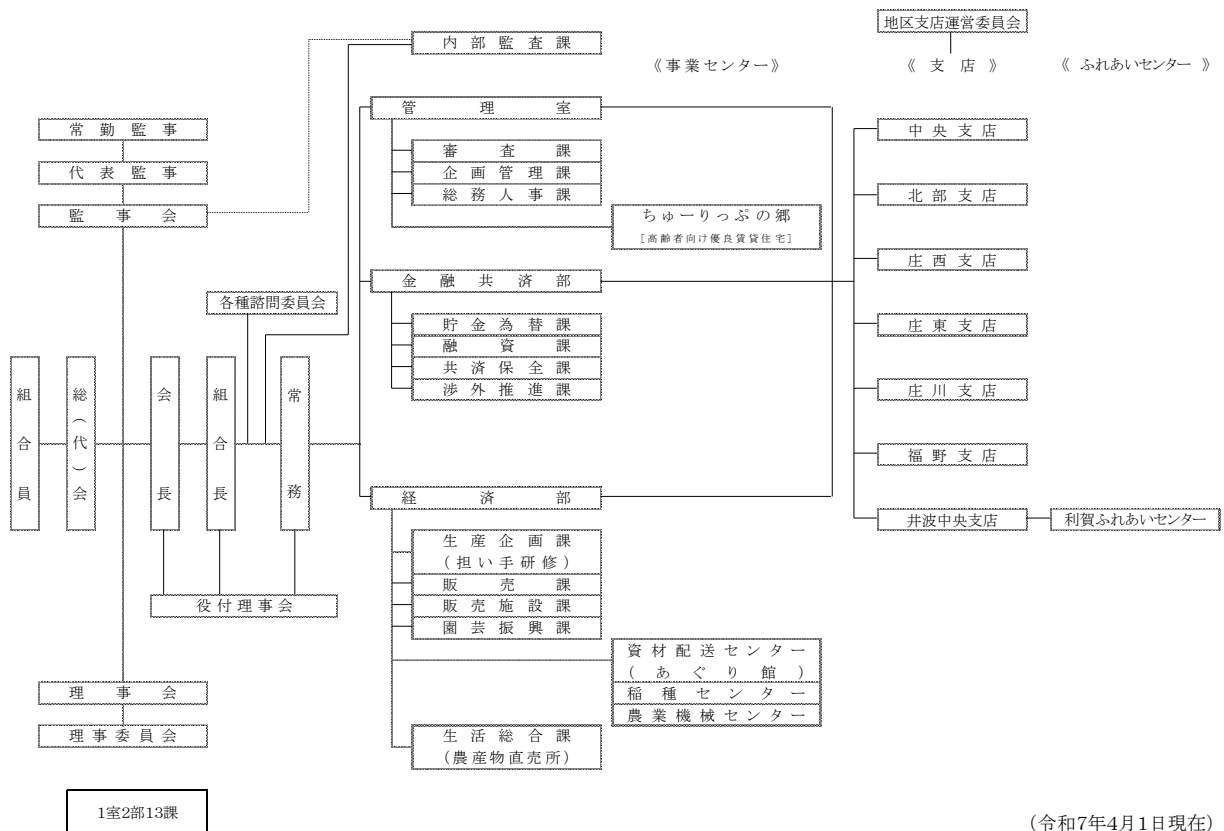
② 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	79	0	43	0
下方パラレルシフト	0	0	20	36
スティープ化	453	447		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	347	313		
最大値	453	447		
	当期末		前期末	
自己資本の額	10,066		9,930	

【JA の概要】

1. 機構図



2. 役員一覧

(令和7年2月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代 表 理 事 会 長	佐 野 日 出 勇	理 事	澤 田 秀 継
代 表 理 事 組 合 長	土 田 英 雄	理 事	林 忠 男
常 務 理 事	古 瀬 悟	理 事	小 幡 和 日 出
理 事	横 山 平 男	理 事	山 本 智 恵 美
理 事	荒 川 弘 章	理 事	樋 掛 雅 彦
理 事	堀 田 敬 三	理 事	吉 田 信 一
理 事	北 井 栄 一	理 事	川 邊 弘 子
理 事	南 賢 二	理 事	片 山 義 昭
理 事	山 本 弘	理 事	福 田 豊
理 事	松 澤 景 子	理 事	梅 本 英 孝
理 事	松 平 信 隆	代 表 ・ 常 勤 監 事	上 保 福 夫
理 事	長 谷 川 英 子	監 事	上 田 清 信
理 事	稲 垣 貢	監 事	中 山 勉
		監 事	室 瀬 信 次

3. 会計監査人の名称

北陸監査法人(令和7年2月現在) 所在地 石川県金沢市

4. 組合員数

(単位: 人、団体)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
正 組 合 員	8,865	8,733	△ 132
個 人	8,802	8,670	△ 132
法 人	63	63	0
准 組 合 員	4,108	4,059	△ 49
個 人	3,716	3,665	△ 51
法 人	392	394	2
合 計	12,973	12,792	△ 181

5. 組合員組織の状況

組 織 名	構 成 員 数	組 織 名	構 成 員 数
生産組合	362(組織)	井波有機米コシヒカリ生産部会	3名
JAとなみ野青年部	305名	井波アルギット米生産部会	7名
JAとなみ野女性部	96名	井波地域CE利用者協議会	84名
JAとなみ野ほほえみの会	41名	井波地域直播栽培組合	6名
JAとなみ野たまねぎ出荷組合	95戸	うめ栽培研究会	5名
砺波アルギット米生産部会	12名	山野さといも組合	44名
砺波市球根組合	23名	山野花卉球根組合	5名
砺波市花卉協会	8名	山野アルギット米生産部会	25名
大門素麺事業部	10名	利賀村野菜生産出荷組合	10名
砺波市育苗センター協議会	6(組織)	稲種認定農業者協議会	14名
砺波市畜産組合	5名	りんごネットワークとなみ野	5(組織)
砺波白ねぎ出荷組合	5名	砺波市インショップ協議会	48名
砺波切花研究会	2(組織)	JAとなみ野稲種部会	191名
砺波里芋生産出荷組合	6名	JAとなみ野野菜出荷組合協議会	7(組織)
福野アルギット米生産部会	8名	アグリユース砺波	13名
南野尻球根組合	1名	南砺りんどう切り花研究会	3名
野尻球根組合	1名	ふく福柿出荷組合	14名
JAとなみ野アルギットにら生産組合	33名	梅檀山そば生産組合	11名
福野白ネギ生産組合	8名	南砺市そば栽培出荷組合	15名
福野花卉生産組合	12名	南砺山麓花き生産組合	4名
南野尻里芋生産組合	9名	JAとなみ野農産物直売所生産者協議会	272名
福野地区CE利用者会	107名	砺波ライスセンター利用者協議会	82名
福野地域農作業受委託推進協議会	27名	砺波CE利用者協議会	63名
福野地区酒米出荷組合	4名	庄東地区稲作協議会	16戸
金屋ゆず生産組合	32名	梅檀野蔬菜生産組合	11戸
庄川町野菜生産組合	11名		

当JAの組合員組織を記載しています。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当なし

7. 地区一覧

砺波市、南砺市(平成16年11月1日合併前の福野町、井波町、利賀村の地区に限る。)

8. 店舗等のご案内

(令和7年2月末現在)

店 舗 及 び 事 務 所 名	住 所	電 話 番 号	ATM設置台数
本店(本館・南館)	砺波市宮沢町3-11	0763-32-8611	1台
中央支店	砺波市苗加896	0763-32-2030	1台
北部支店	砺波市林1107	0763-32-3140	1台
庄西支店	砺波市矢木25-1	0763-32-2134	1台
庄東支店	砺波市頼成46	0763-37-0046	1台
庄川支店	砺波市庄川町青島846	0763-82-1237	1台
福野支店	南砺市柴田屋30	0763-22-4320	2台
井波中央支店	南砺市岩屋277-2	0763-82-1551	1台
利賀ふれあいセンター	南砺市利賀村171	0763-68-2211	1台

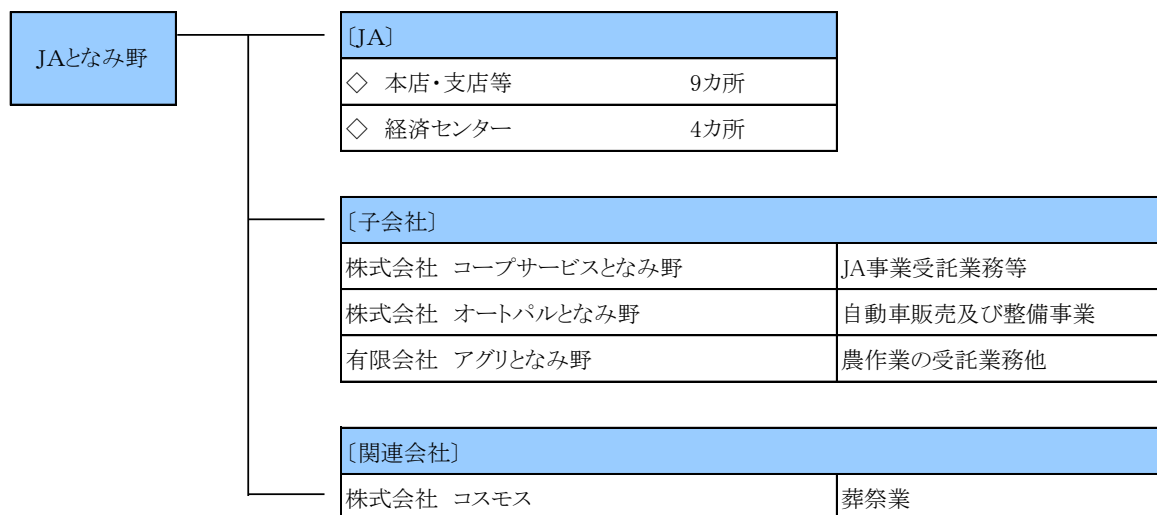
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JAとなみ野のグループは、当JA、子会社3社(子法人等を除く)、関連法人1社で構成されています。

このうち、当年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は3社です。(また、金融業務を営む関連法人等はありません。)なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当JAの議決権比率	他の子会社等の議決権比率
(株) コープサービスとなみ野	砺波市宮沢町3番11号	JA事業受託業務等	平成12年7月3日	1,000万円	100.0%	－
(株) オートパルとなみ野	砺波市五郎丸1116番の1	自動車販売及び整備事業	平成17年3月1日	9,700万円	81.2%	－
(有)アグリとなみ野	砺波市宮沢町3番11号	農作業の受託業務他	平成18年3月1日	315万円	95.2%	－
(株)コスモス	砺波市高道11番地1	葬祭業	平成15年1月10日	8,000万円	19.5%	－

(3) 連結事業概況(令和6年度)

① 事業の概況

令和6年度の当JAの連結決算は、子会社3社を連結しております。

連結決算の内容は、連結経常利益271百万円、連結当期剰余190百万円、連結純資産10,483百万円、連結総資産201,510百万円で、連結自己資本比率は13.83%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

○株式会社コープサービスとなみ野

第25年度となりました株式会社コープサービスとなみ野は、JA事業受託業務、リース業務等を行っており、売上高20,310千円(対前年比48.44%)、営業損失253千円、当期純利益1,897千円(対前年比1182.33%)となりました。

○株式会社オートパルとなみ野

第20年度となりました株式会社オートパルとなみ野は、自動車販売・整備等を行っており、売上高784,232千円(対前年比102.21%)、営業利益24,821千円(対前年比112.18%)、当期純利益16,785千円(対前年比104.40%)となりました。

○有限会社アグリとなみ野

第19年度となりました有限会社アグリとなみ野は、JAとなみ野が自ら担い手の一員として位置づけ農用地の利用調整、農用地の保全管理に努めており、売上高70,187千円(対前年比94.29%)、営業損失9,501千円、当期純利益9,615千円(対前年比1065.19%)となりました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連 結 経 常 収 益 (事 業 収 益)	10,228	9,484	8,863	8,476	7,586
信 用 事 業 収 益	990	996	880	869	1,035
共 済 事 業 収 益	792	752	684	630	631
農 業 関 連 事 業 収 益	7,155	6,489	6,179	5,756	4,743
生 活 そ の 他 事 業 収 益	1,289	1,246	1,119	1,219	1,174
連 結 経 常 利 益	317	316	243	290	271
連 結 当 期 剰 余 金	238	127	177	258	190
連 結 純 資 産 額	9,885	9,987	10,125	10,348	10,483
連 結 総 資 産 額	195,864	199,645	202,175	202,212	201,510
連 結 自 己 資 本 比 率	13.30	13.45	13.46	13.79	13.83

(注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。

2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

3. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。なお、平成25年度以前は旧告示(パーゼルⅡ)に基づく連結自己資本比率を記載しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	182,014,726	178,642,918	1. 信用事業負債	190,174,426	188,327,953
(1) 現金	1,134,523	1,096,791	(1) 貯金	189,403,455	187,469,240
(2) 預金	153,724,672	146,125,270	(2) その他の信用事業負債	770,970	858,713
(3) 有価証券	3,495,909	7,996,325	2. 共済事業負債	608,581	633,859
(4) 貸出金	23,047,690	22,640,955	3. 経済事業負債	641,347	1,514,743
(5) その他の信用事業資産	628,113	799,444	4. 雑負債	304,183	408,023
(6) 貸倒引当金(控除)	△ 16,182	△ 15,869	5. 諸引当金	118,897	130,430
2. 共済事業資産	327	298	(1) 賞与引当金	53,104	66,168
3. 経済事業資産	3,215,806	4,726,310	(2) 退職給付に係る負債	21,346	17,437
4. 雑資産	349,657	263,627	(3) 役員退職慰労引当金	29,446	34,160
5. 固定資産	7,827,353	7,412,121	(4) その他引当金	15,000	12,665
6. 外部出資	8,772,677	10,443,477	6. 繰延税金負債	16,789	12,104
7. 前払年金費用	19,759	11,524	負債の部合計	191,864,225	191,027,116
8. 繰延税金資産	12,005	10,086	(純資産の部)		
			1. 組合員資本	10,328,238	10,464,898
			(1) 出資金(資本金)	2,767,566	2,754,124
			(2) 資本剰余金	2,718,835	2,718,835
			(3) 利益剰余金	4,849,247	5,002,461
			(4) 処分未済持分	△ 7,191	△ 10,313
			(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 220	△ 210
			2. 非支配株主持分	19,850	18,350
			純資産の部合計	10,348,088	10,483,248
資産の部合計	202,212,314	201,510,364	負債及び純資産の部合計	202,212,314	201,510,364

(6)連結損益計算書

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
1. 事業総利益	2,526,799	2,624,975	共済事業総利益	591,032	596,307
(1) 信用事業収益	869,577	1,035,257	(5) その他事業収益	6,976,161	5,918,970
資金運用収益	787,801	957,078	(6) その他事業費用	5,743,360	4,674,125
(うち預金利息)	(568,203)	(738,452)	その他事業総利益	1,232,800	1,244,844
(うち有価証券利息)	(2,024)	(52,126)	2. 事業管理費	2,437,796	2,460,969
(うち貸出金利息)	(205,370)	(166,496)	(1) 人件費	1,334,152	1,337,886
(うちその他受入利息)	(12,202)	(2)	(2) その他事業管理費	1,103,644	1,123,082
役務取引等収益	41,027	41,581	事業利益	89,002	164,006
その他経常収益	40,749	36,597	3. 事業外収益	211,159	120,631
(2) 信用事業費用	166,611	251,433	4. 事業外費用	9,433	13,058
資金調達費用	13,955	87,463	経常利益	290,728	271,579
(うち貯金利息)	(11,596)	(84,670)	5. 特別利益	1,289,840	24,331
(うち給付補填備金繰入)	(752)	(311)	6. 特別損失	1,292,818	31,229
(うちその他支払利息)	(1,607)	(2,480)	税引前当期純利益	287,750	264,680
役務取引等費用	7,075	6,886	7. 法人税・住民税及び事業税	66,895	77,376
その他経常費用	145,580	157,083	8. 法人税等調整額	△ 37,228	△ 2,766
信用事業総利益	702,965	783,823	法人税等合計	29,668	74,610
(3) 共済事業収益	630,335	631,949	当期剰余金	258,081	190,070
(4) 共済事業費用	39,302	35,641			

(7) 連結剰余金計算書

(単位:千円)

科 目	令和5年度	令和6年度
連結剰余金期首残高	4,619,147	4,849,256
連結剰余金減少高	27,972	27,871
支払配当金	27,972	27,871
当期剰余金	258,081	190,070
連結剰余金期末残高	4,849,256	5,011,455

(8) 農協法に基づく開示債権

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	38	60	22
危険債権額	392	299	△ 93
要管理債権額	57	52	△ 5
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	57	52	△ 5
小 計	488	413	△ 75
正常債権額	22,759	22,402	△ 357
合 計	23,248	22,816	△ 432

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(9) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度
信用事業	事業収益	869	1,035
	経常利益	165	116
	資産の額	182,014	178,642
共済事業	事業収益	630	631
	経常利益	314	331
	資産の額	0	0
農業関連事業	事業収益	5,756	4,743
	経常利益	△ 105	△ 94
	資産の額	3,058	4,565
その他の事業	事業収益	1,219	1,174
	経常利益	△ 83	△ 82
	資産の額	17,138	18,301
計	事業収益	8,476	7,586
	経常利益	290	271
	資産の額	202,212	201,510

(注) 連結事業収益は、銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和7年2月末における連結自己資本比率は、13.83%でした。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	となみ野農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,754百万円(前年度2,767百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1)自己資本の構成に関する事項

(単位:千円%)

項 目	前期末	当期末
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,300,355	10,455,495
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,486,181	5,491,099
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	4,849,247	5,002,461
うち、外部流出予定額 (△)	27,883	27,753
うち、上記以外に該当するものの額	△ 7,191	△ 10,313
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6,631	8,275
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6,631	8,275
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,985	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,308,971	10,463,770
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	76,231	69,057
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	76,231	69,057
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	19,759	11,524
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—

項 目	前期末	当期末
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	95,990	80,582
自己資本	-	-
自己資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	10,212,981	10,383,188
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	69,184,298	70,203,300
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,898,583	4,863,756
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	74,082,881	75,067,057
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ) / (ニ))	13.79%	13.83%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
3. 当JAが有する全ての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2)自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末 残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
	現金	1,134	-	-	1,096	-	-
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,297	-	-	1,297	-	-
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	11,116	-	-	16,464	-	-
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
	地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	153,727	30,745	1,229	146,166	29,233	1,169
	法人等向け	636	555	22	494	423	16
	中小企業等向け及び個人向け	601	137	5	587	126	5
	抵当権付住宅ローン	1,211	415	16	1,818	624	24
	不動産取得等事業向け	1	1	0	0	0	0
	三月以上延滞等	35	15	0	43	17	0
	取立未済手形	13	2	0	25	5	0
	信用保証協会等保証付	9,629	943	37	9,137	895	35
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済約款貸付	-	-	-	-	-	-
	出資等	698	698	27	696	696	27
	(うち出資等のエクスポージャー)	698	698	27	696	696	27
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	22,059	35,669	1,426	23,649	38,179	1,527
	(うち他の金融機関等の対象資本等 調達手段のうち対象資本調達手段等 及びその他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のものに係るエ クスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち農林中央金庫又は農業協同組 合連合会の対象普通出資等に係るエ クスポージャー)	9,181	22,953	918	9,746	24,366	974
	(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポー ジャー)	12	30	1	10	25	1
	(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に関するエクスポー ジャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上 回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	12,866	12,685	507	13,892	13,788	551

証券化		-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
	(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額						
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		202,162	69,184	2,767	201,479	70,203	2,808
CVAリスク相当額÷8%		-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー		-	-	-	-	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額		202,162	69,184	2,767	201,479	70,203	2,808
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除した額 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	4,898	195		4,863	194		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己 資本額 b=a×4%		
	74,082	2,963		75,067	3,002		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.6)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

			令和5年度				令和6年度			
			信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			三月以上 延滞エクス ポージャー
				うち 貸出金等	うち 債券			うち 貸出金等	うち 債券	
法人	農 業		1,474	1,471	-	2	1,281	1,278	-	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		58	58	-	-	41	41	-	-
	電 気 ・ ガス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		59	59	-	-	40	40	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		162,142	1,106	-	-	155,227	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業		866	72	-	-	845	59	-	-
	日 本 国 政 府 ・ 地 方 公 共 団 体		12,413	8,915	3,498	-	17,762	9,755	8,007	-
	上 記 以 外		839	54	-	5	772	60	-	0
	個 人		11,360	11,347	-	28	11,446	11,427	-	43
そ の 他			12,622	-	-	-	13,743	-	-	-
業 種 別 残 高 計			201,836	23,084	3,498	35	201,160	22,662	8,007	43
残存期間別	1 年 以 下		153,767	840	-		139,229	769	-	
	1 年 超 3 年 以 下		1,809	1,809	-		5,206	1,801	-	
	3 年 超 5 年 以 下		3,839	3,839	-		6,438	5,136	1,301	
	5 年 超 7 年 以 下		3,288	3,288	-		1,700	1,700	-	
	7 年 超 1 0 年 以 下		5,046	1,948	3,098		8,828	1,822	6,705	
	1 0 年 超		12,230	11,030	400		11,639	11,138	-	
	期 限 の 定 め の な い も の		21,853	327	-		28,117	292	-	
	残 存 期 間 別 合 計		201,836	23,084	3,498		201,160	22,662	8,007	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲内でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度				令和6年度			
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期首 残高	期中 増加額	期中減少額	
			目的使用	その他			目的使用	その他
一 般 貸 倒 引 当 金	11	6	-	11	6	8	-	6
個 別 貸 倒 引 当 金	33	44	0	33	44	46	-	44

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分			令和5年度					令和6年度						
			個別貸倒引当金				貸出金 償却	個別貸倒引当金				貸出金 償却		
			期首 残高	期中 増加額	期中減少額			期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他						目的使用	その他		
法 人	農 業		3	2	-	3	2	-	2	5	-	2	5	-
	林 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製 造 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建 設 ・ 不 動 産 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運 輸 ・ 通 信 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金 融 ・ 保 険 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 ・ サ ー ビ ス 業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上 記 以 外		10	14	0	10	14	-	14	5	-	14	5	-
個 人		20	28	-	20	28	-	28	35	-	28	35	-	
業 種 別 計			33	44	-	33	44	-	44	46	-	44	46	-

(注) 1. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

2. 期中減少額「目的使用」は、貸出金償却、「その他」は洗替えによる取崩額です。

3. 貸出金償却は、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和5年度			令和6年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	リスク・ウェイト 0%	-	14,282	14,282	-	19,466	19,466
	リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	9,439	9,439	-	8,951	8,951
	リスク・ウェイト 20%	-	153,929	153,929	-	146,430	146,430
	リスク・ウェイト 35%	-	1,186	1,186	-	1,775	1,775
	リスク・ウェイト 50%	-	23	23	-	82	82
	リスク・ウェイト 75%	-	138	138	-	76	76
	リスク・ウェイト 100%	-	13,961	13,961	-	14,927	14,927
	リスク・ウェイト 150%	-	7	7	-	12	12
	リスク・ウェイト 250%	-	9,193	9,193	-	9,756	9,756
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	202,162	202,162	-	201,479	201,479

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.6)をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位: 百万円)

区分	令和5年度		令和6年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構及び 我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引 業者向け	-	-	-	-
法人等向け	30	-	30	-
中小企業等向け及び個人向け	2	187	3	271
抵当権付住宅ローン	-	-	-	17
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化(エクスポージャー)	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	50	0	14	7
合計	82	188	48	295

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.6)をご参照ください。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(p.6)をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位: 百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	-	-	-	-
非 上 場	8,772	8,772	10,535	10,535
合 計	8,772	8,772	10,535	10,535

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位: 百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位: 百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (p.68) をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位: 百万円)

	△EVE		△NII	
	当期末	前期末	当期末	前期末
上方パラレルシフト	79	0	43	0
下方パラレルシフト	0	0	20	36
スティープ化	453	447		
フラット化	0	0		
短期金利上昇	0	0		
短期金利低下	347	313		
最大値	453	447		
	当期末		前期末	
自己資本の額	10,383		10,212	

3. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当 J A の令和 6 年 3 月 1 日から令和 7 年 2 月 2 8 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 7 年 6 月 2 日

となみ野農業協同組合

代表理事組合長 土田 英雄

組合単体開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則204条関係）

開示項目	ページ
<概況及び組織に関する事項>	
○ 業務の運営の組織	70
○ 理事及び監事の氏名及び役職名	71
○ 会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称	71
○ 事務所の名称及び所在地	73
○ 特定信用事業代理業者に関する事項	73
<主要な業務の内容>	
○ 主要な業務の内容	19
<主要な業務に関する事項>	
○ 直近の事業年度における事業の概況	2
○ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	45
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計） ・経常利益又は経常損失 ・当期剰余金又は当期損失金 ・出資金及び出資口数 ・純資産額 ・総資産額 ・貯金等残高 ・貸出金残高 ・有価証券残高 ・単体自己資本比率 ・剰余金の配当の金額 ・職員数 ・信託報酬、信託勘定貸出金残高、信託勘定有価証券残高、信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高、信託財産額	
○ 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	46
◇ 主要な業務の状況を示す指標 ・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。） ・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支 ・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや ・受取利息及び支払利息の増減 ・総資産経常利益率及び資本経常利益率 ・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率 ◇ 貯金に関する指標 ・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高 ・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高 ◇ 貸出金等に関する指標 ・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 ・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 ・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額 ・用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 ・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 ・主要な農業関係の貸出実績 ・貯貸率の期末値及び期中平均値	

開示項目	ページ
◇ 有価証券に関する指標 ・商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。)の平均残高 ・有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。)の残存期間別の残高 ・有価証券の種類別の平均残高 ・貯証率の期末値及び期中平均残高	
<業務の運営に関する事項>	
○ リスク管理の体制	6
○ 法令遵守の体制	9
○ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	4
○ 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	10
<直近の2事業年度における財産の状況に関する事項>	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(損失金処理計算書)	27
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	51
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ・危険債権 ・三月以上延滞債権 ・貸出条件緩和債権 ・正常債権	
○ 元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	51
○ 自己資本の充実の状況	58
○ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	53
・有価証券 ・金銭の信託 ・デリバティブ取引 ・金融等デリバティブ取引 ・有価証券店頭デリバティブ取引	
○ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	52
○ 貸出金償却の額	53
○ 会計監査人設置組合にあつては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	44

組合連結開示項目掲載ページ一覧（農協法施行規則２０５条関係）

開示項目	ページ
＜組合及び子会社等の概況に関する事項＞	
○ 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	74
○ 組合の子会社等に関する事項	74
・ 名称	
・ 主たる営業所又は事務所の所在地	
・ 資本金又は出資金	
・ 事業の内容	
・ 設立年月日	
・ 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
・ 組合の１の子会社等以外の子会社等が有する当該１の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	
＜主要な業務に関する事項を連結したもの＞	
○ 直近の事業年度における事業の概況	75
○ 直近の５連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	75
・ 経常収益	
・ 経常利益（経常損失）	
・ 当期利益（当期損失）	
・ 純資産額	
・ 総資産額	
・ 連結自己資本比率	
＜直近の２連結会計年度における財産の状況に関する事項を連結したもの＞	
○ 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	76
○ 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	78
・ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・ 危険債権	
・ 三月以上延滞債権	
・ 貸出条件緩和債権	
・ 正常債権	
○ 自己資本の充実の状況	79
○ 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益（経常損失）の額及び資産の額として算出したもの	79



となみ野農業協同組合

〒939-1388 富山県砺波市宮沢町3番11号

TEL(0763)32-8600 FAX(0763)32-8644

HP <https://www.ja-tonamino.or.jp/>

Mail info@ja-tonamino.or.jp